

令和7年度

業 務 概 要



「写真提供:福岡県観光連盟」

福岡県田川保健福祉事務所

目 次

田川保健福祉事務所 管内概況	…	1
組織及び各課(係)業務分掌	…	4
毎日の暮らしのために 各種相談・検査	…	8
免許・許可・届出等	…	13
助成・支援制度	…	14
総務企画課	…	16
健康増進課	…	26
保健衛生課	…	35
社会福祉課	…	42
監査指導課	…	44
検査課	…	45
保護課	…	46
資料編	…	49

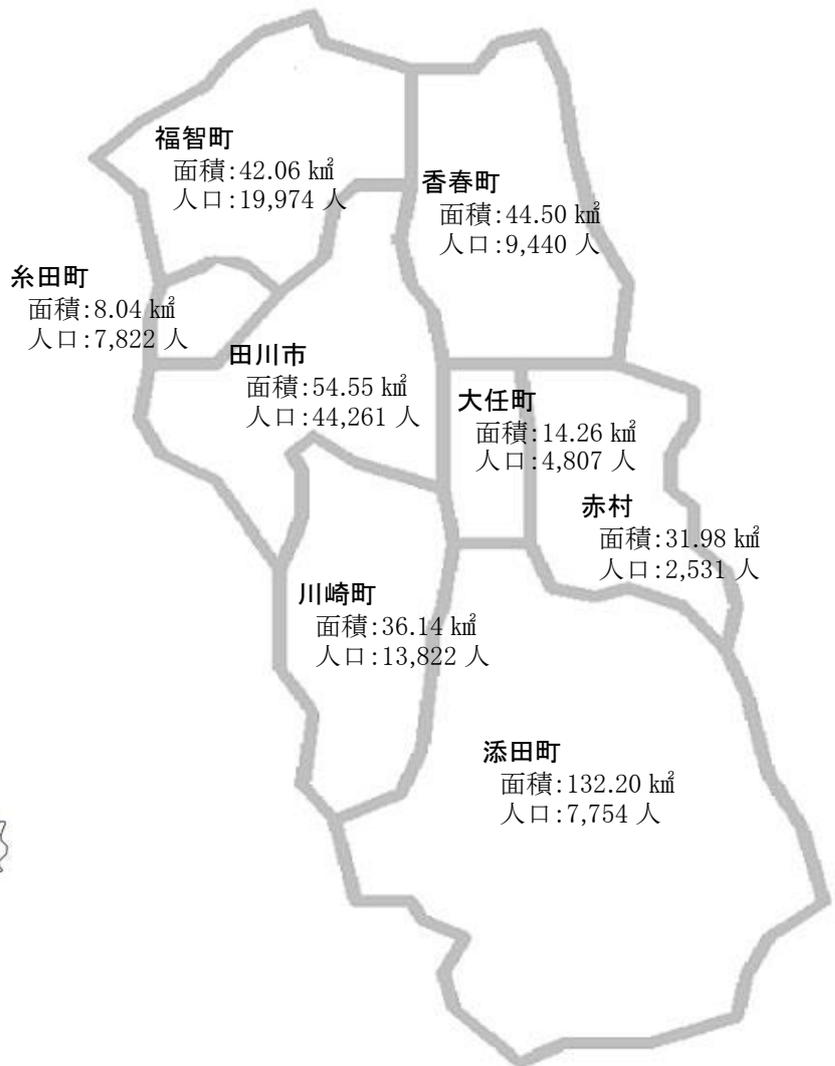
○ 田川保健福祉事務所管内概況

当事務所の管轄地域は、福岡県の北東部に位置する田川市郡1市6町1村であり、管内の面積は363.73km²、令和6年10月1日現在では、50,373世帯、人口110,411人です。

田川地域は、南北に長い盆地であり、南端には、英彦山からなる南部山地を形成しており、ここから東部山地と西部山地の二つの山並みが北に向かっていきます。気候は、気温の日較差、年較差が大きくなるのが特徴です。

当地域は、日本近代化産業発展の原動力となった筑豊炭田の中核として、地域経済は隆盛を極めていました。しかしながら、石炭から石油へのエネルギー政策の転換に伴い、地域経済は大打撃を受け、炭鉱閉山後50年以上を過ぎた今日も石炭産業に代わる基幹産業の形成は、厳しい状況が続いています。また、少子高齢化も進んでおり、雇用関係をはじめ高齢化の進展による医療・介護の問題等、保健福祉全般にわたる課題を抱えている一方で、豊かな自然や、国内初のユネスコ世界の記憶に登録された「山本作兵衛コレクション」、地域の祭りなど自然・歴史・文化の多くの魅力がある地域です。

○ 管内MAP(福岡県表示)



○管内 MAP (面積及び人口：令和6年福岡県の人口と世帯年報 (令和6年10月1日))

保 健

昭和12年の保健所法、昭和13年の厚生省設置により、日本の公衆衛生行政の体制は整備されてきました。平成6年に保健所法が改正され地域保健法になり、平成9年に施行されました。これにより保健サービスについて市町村への権限移譲が進みました。一方、都道府県保健所は、地域保健の第一線機関ではなく、市町村保健センターを専門的・広域的見地から支援する機関と位置づけられるようになりました。

当所概況に記載のとおり、管内では、少子高齢化が進行しているため、健康寿命の延伸・健康格差の是正のための健康づくり支援・介護予防事業等の推進が重要です。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。更には2040年にかけて、高齢者人口の急増と生産年齢人口の急激な減少が見込まれており、このような状況に対し、市町村及び関係機関等と連携しながら業務を進めています。

さらに、コロナ禍後の感染症等対策として平時からの備えとして「健康危機対処計画（感染症編）」を令和6年3月に策定し、取り組みをすすめています。

福 祉

福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、都道府県の福祉事務所は、福祉六法のうち三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）を所管しています。

当所概況に記載のとおり、管内では、少子高齢化が進んでおり、高齢者等の比率が高く、これらの人たちが地域において自立した生活を営み、いきいきと社会活動に参加できる環境づくりが求められています。

このため、施設等の社会資源を機能的に活用しつつ、管内の市町村・児童相談所と緊密な連携を行いながら健康で生き甲斐のある福祉社会づくりを課題とする取組を推進しています。

また、生活保護受給者等の自立促進のため、母子世帯や稼働年齢層の自立・就労、長期入院被保護者の社会復帰の促進、その他生活習慣病を抱えている方に対しての健康管理指導等の取り組みを行っています。

近年では、児童虐待やDVの防止等の取り組みの強化が求められており、関係機関等との一層の連携を図っています。さらに、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性に寄り添った切れ目のない支援に努めています。

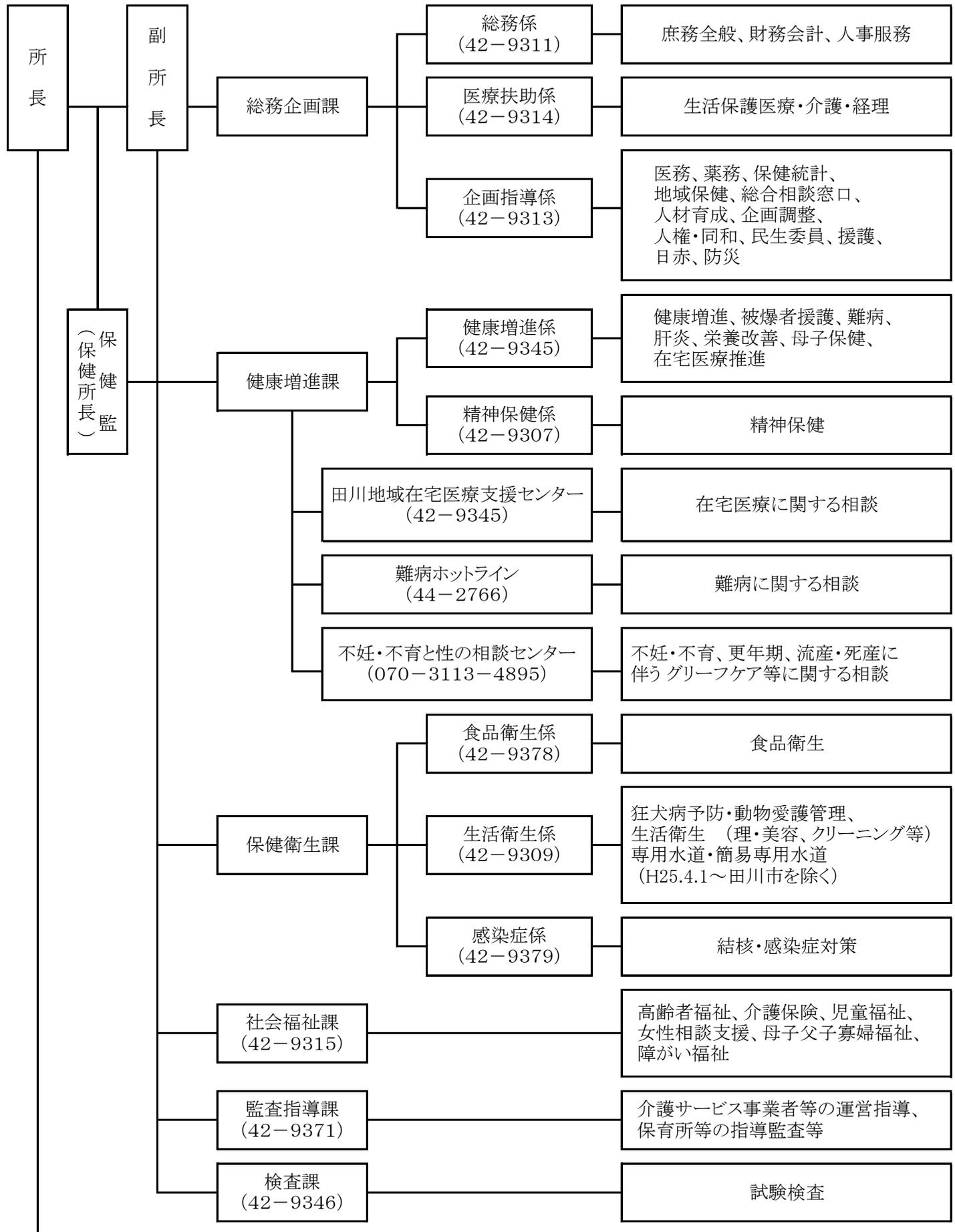
環 境

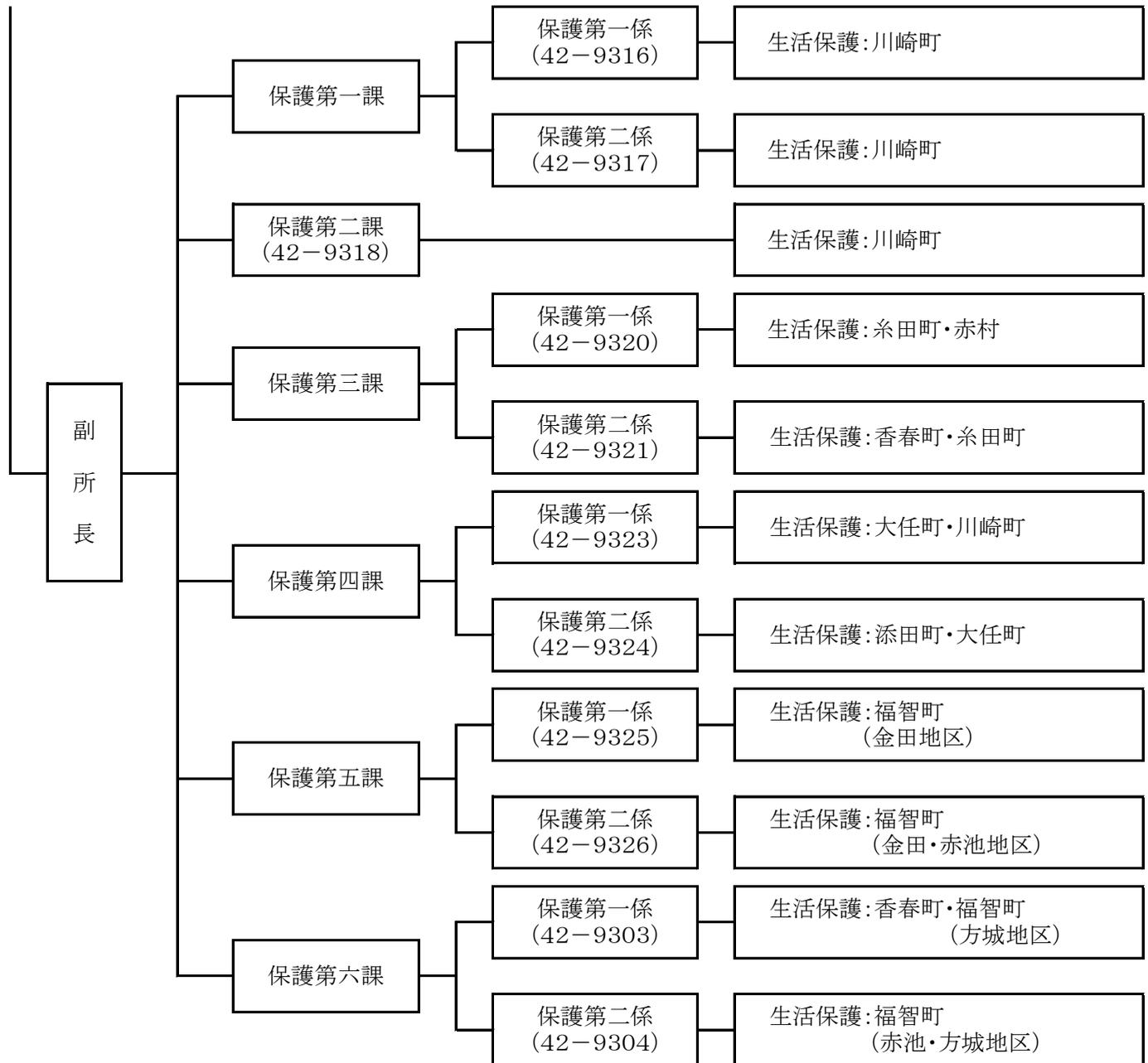
環境部門については、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が当事務所管内を所管しています。

○ 田川保健福祉事務所の沿革

	保健所	福祉事務所	備考
昭和17年 4月	後藤寺保健所設置	田川地方事務所発足	
昭和20年 3月	添田保健所開所		
昭和22年12月	後藤寺保健所が、田川保健所と名称変更		
昭和26年10月		田川地方事務所に民生課設置※	※生活保護業務町村より県へ移管)
昭和30年11月		田川地方事務所を廃止し、福岡県田川福祉事務所を設置※	※田川市新町18-1
昭和34年			「黒い羽根運動」が起こる。
昭和39年 8月		福祉2課を分室※に設置	※田川市新町11-8
昭和41年 8月		分室を旧農協会館へ移転	
昭和47年		田川総合庁舎に移転、分室統合	田川総合庁舎完成
昭和49年11月	田川保健所は、総合庁舎に併設し移転		
昭和62年11月	田川保健所に、検査課を設置		
平成 9年 4月	添田保健所が、田川保健所に統合		
平成14年 9月	田川保健所と田川福祉事務所が統合し、田川保健福祉環境事務所が発足		
平成21年10月	環境部門の整理統合により田川保健福祉事務所が発足 (環境部門は嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ)		

○ 組織及び各課(係)業務分掌(令和7年4月1日現在)





公害、廃棄物、環境、浄化槽、自然公園に関すること

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

- ・公害、廃棄物、環境に関すること 環境指導課環境指導第三係
Tel : 0948-21-4814
- ・浄化槽、自然公園等に関すること 地域環境課
Tel : 0948-21-4975
Fax : 0948-23-4162

○ 附属機関

地域保健法第11条及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、附属機関として田川保健所運営協議会を設置しています。

この協議会では、関係機関・団体等の代表者や有識者で構成し、所管区域内の地域保健及び保健所の運営について審議しています。

また、協議会に保健医療計画部会・救急医療部会・保健事業部会・精神保健福祉部会を設置し、各部会において広域的・専門的に地域保健を推進しています。

田川保健所運営協議会 (委員 18人)	所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議し、各関係機関と協議しつつ総合的かつ効率的な施策の展開を行うことにより、地域保健の推進を図る。	
	保健医療計画部会 (委員 15人以内)	田川保健医療圏の医療計画(案)を策定する。
	救急医療部会 (委員 12人)	救急医療に関する事項について協議を行い、地域における効果的な救急医療の推進を図る。
	保健事業部会 (委員 15人)	市町村保健事業、栄養改善、在宅医療、歯科保健、健康づくり、母子保健事業の推進を図る。
	精神保健福祉部会 (委員 18人)	地域精神保健福祉に関する総合企画及び実務方針の策定、関係機関・団体等の連絡調整を行い、地域精神保健福祉の推進を図る。

開催状況

名称	開催日・場所	内容
田川保健所運営協議会	令和7年2月21日(金) 田川総合庁舎 第5会議室	・保健所運営協議会各部会の報告 ・新型インフルエンザ等対策の取組の報告について
救急医療部会	令和6年9月24日(火) 田川総合庁舎 第5会議室	・田川地区の救急医療状況について ・管内市町村の救急啓発実施状況についての報告
保健事業部会	令和6年8月7日(水) 田川総合庁舎 第5会議室	・令和5年度事業報告 ・令和6年度事業計画
精神保健福祉部会	令和6年8月21日(水) 田川総合庁舎 第5会議室	・令和5年度事業報告 ・令和6年度事業計画

○ 職員数（令和7年4月8日現在）

区分	職員数	所長	保健監	副所長	総務企画課	健康増進課	保健衛生課	検査課	社会福祉課	監査指導課	保護第一課	保護第二課	保護第三課	保護第四課	保護第五課	保護第六課
一般事務	128	1		2	17				7	6	17	10	17	17	17	17
医師	1		1													
獣医師	3						3									
薬剤師	11				2		6	3								
診療放射線技師	1						1									
臨床検査技師	2							2								
管理栄養士	2					2										
保健師	15				2	8	5									
助産師	1					1										
運転士	1				1											
寮務員	1				1											
動物愛護管理技術員	2						2									
計	168	1	1	2	23	11	17	5	7	6	17	10	17	17	17	17

* 職員数は、定数ではなく配置職員数としている。

（現に勤務していない育児休業中の職員等を含み、会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤嘱託職員を除く。）

毎日の暮らしのために 各種相談・検査

毎日受け付けている相談

相談内容	担当部署	電話
○総合相談窓口 ○地域保健福祉ライブラリー	総務企画課 企画指導係	42-9313
○女性とこどものための相談		
不妊・不育と性の相談センター ※専用電話	健康増進課 健康増進係	070-3113-4895
女性相談支援 母子福祉相談	社会福祉課	42-9315
○ひとり親家庭及び寡婦の福祉相談	社会福祉課	42-9315
○助産制度の相談	社会福祉課	42-9315
○戦傷病者補装具等に関する相談	社会福祉課	42-9315
○栄養相談 ※予約制	健康増進課 健康増進係	42-9345
○こころの健康や社会復帰に関する相談 こころの健康相談	健康増進課 精神保健係	42-9307
○難病相談	難病ホットライン 健康増進課 健康増進係	44-2766 42-9345
○B型肝炎・C型肝炎相談	健康増進課 健康増進係	42-9345
○特定感染症に関する相談(HIV、梅毒、性器クラミジア、淋菌)	保健衛生課 感染症係	42-9379
○生活保護に関する相談	保護課	42-9303~04 42-9316~21 42-9323~26
○田川地域在宅医療支援センター	健康増進課 健康増進係	42-9345
○犬・猫の苦情・相談	保健衛生課 生活衛生係	42-9309

定期的に行っている相談等

相談内容	担当部署	電話
☆嘱託医によるこころの健康相談 ※予約制 (第2火曜日 10:00~12:00、第4木曜日 14:00~16:00)	健康増進課 精神保健係	42-9307
☆乳幼児発達診査 ※予約制 (年6回)	健康増進課 健康増進係	42-9345
☆特定感染症検査(HIV、梅毒、性器クラミジア、淋菌) (火曜日 13:30~15:00) ※予約制、無料	保健衛生課 感染症係	42-9379
☆B型肝炎・C型肝炎検査及び結果説明 (火曜日 13:30~15:00) ※予約制、無料	健康増進課 健康増進係	42-9345
☆飼えなくなった犬や猫の引き取り ※予約制 *注) (水曜日 9:00~16:00)	保健衛生課 生活衛生係	42-9309

*注)祝日がある週は、受付できない日があります。(生後90日以内：400円、生後91日以上：2,000円)



総合相談窓口

(総務企画課 企画指導係)

保健・医療・福祉の他、県民生活全般の相談窓口です。県民生活(民事)に関する相談は消費生活センター、労働基準監督署、法律相談等のご案内を行っています。

※法律相談の実施は下表のとおりです。

日常生活のなかでの争いや、もめ事の解決を図るため、弁護士による無料の法律相談(企業や法人等としての相談、刑事事件に関する相談、係争中の案件を除く)を実施しています。相談は、1人30分程度の面接方式で、事前の予約が必要です。

法律相談実施日

実施日	実施場所	電話番号	受付人数
毎月第1・3金曜日	県民相談室(県庁)	092-643-3333	1日6人まで
毎月第4金曜日	北九州県民情報コーナー(小倉総合庁舎)	093-581-4934	1日6人まで
毎月第4金曜日	筑後県民情報コーナー(久留米総合庁舎)	0942-30-1030	1日6人まで
毎月第4木曜日	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(飯塚総合庁舎)	0948-21-4876	1日4人まで
毎月第4金曜日	京築保健福祉環境事務所	0930-23-2379	1日6人まで



女性とこどもの相談

(健康増進課 健康増進係、社会福祉課)

① 不妊・不育と性の相談センター(健康増進課 健康増進係)

更年期、流産・死産に伴うグリーフケア、出生前遺伝学的検査(NIPT)、不妊・不育等に関することについて、助産師、保健師等の職員が、専用電話又は面接により相談を受けています。

相談において、専門医相談が必要と判断した場合は、福岡県プレコンセプションケアセンターと連携し、専門医を紹介することが出来ます。

<専用電話>070-3113-4895(不妊・不育と性の相談センター)

② 女性相談支援(社会福祉課)

女性の抱える問題全般について相談を受け、問題解決に向け支援を行います。

③ ひとり親家庭の相談(社会福祉課)

ひとり親家庭の母又は父、寡婦の抱える様々な問題や悩み事について相談を受け、問題解決に向け支援を行います。

〔 ・住まい、暮らしに関すること ・就労に関すること ・手当に関すること
 ・子育てや教育費に関すること 等 〕

～☆児童への虐待☆～

親が子どもに対して行う暴力などの身体的虐待、養育を怠るネグレクト、性的な行為等を行う性的虐待、子どもの心を傷つけたりする心理的虐待(面前DVを含む)があり、虐待で死亡する子どもたちが多くなって、非常に問題視されています。

虐待は疑われる場合でも通告することが求められており、各町村役場や田川保健福祉事務所、田川児童相談所などで受け付けています。さらに、児童相談所虐待防止ダイヤル「189」[いち・はや・く](全国共通で最寄りの児童相談所につながる)からも通告できます。



障がいなどに関する相談

(社会福祉課)

戦傷病者補装具等巡回相談

戦傷病者からの補装具交付等に係る請求受付事務を行うものです。戦傷病者補装具等巡回相談は身体障がい者巡回相談日と合わせて実施されます。(主催は県障がい者更生相談所)

市町村窓口で受付している各種申請

- ・自立支援医療(育成医療・更生医療)の申請
- ・療育手帳の交付申請
- ・自立支援医療(精神通院医療)の申請
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当の認定申請
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付申請
- ・腎臓疾患患者福祉給付金の認定申請
- ・身体障害者手帳の交付申請
- ・補そう具費(購入・修理)支給申請
- ・障がい者日常生活用具給付申請

ふくおか・まごころ駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。対象者の方には利用証を交付しています。(対象者には要件があります。)



栄養相談

=予約制=

(健康増進課 健康増進係)

専門的な栄養に関することや食品の栄養表示に関することについて、栄養相談窓口を開設しています。



こころの健康や社会復帰で悩んでいる方のために

(健康増進課 精神保健係)

① こころの健康相談

心の悩みや不安、病気等に関する相談を保健師等が随時受けています。また、電話による相談も受け付けています。

② 専門医師によるこころの健康相談

専門医による、心の悩みや病気に関する相談窓口を毎月第2火曜日、第4木曜日に設けています。(祝祭日等の場合は日程変更) =予約制=

③ 訪問指導

保健師等が、精神障がいのある人や家族の相談に応じ、助言や指導を行っています。



田川地域在宅医療支援センター

(健康増進課 健康増進係)

病気や障がいがあっても、「住み慣れた自分の家で過ごしたい。」「最期は家に連れて帰りたい。」という希望を持つ療養中の方やご家族は少なくありません。

そうした希望を叶えるためには、患者や家族とともに、病院や地域の医療スタッフ、看護、介護、地域などが手を結び、チームで支えていく必要があります。

田川地域在宅医療支援センターでは、最期まで、住み慣れた地域で自分らしく過ごしたいという願いを叶えるための体制づくりに取り組んでいます。

田川地域在宅医療支援センター相談窓口について

在宅医療についての不安や悩み等の相談や、地域で利用可能な在宅医療サービス資源に関する相談窓口を開設しています。



地域保健福祉ライブラリー

(総務企画課 企画指導係)

性・エイズ・薬物・タバコに関する教材や保健医療福祉に関する書籍・ビデオ・DVD等の貸出を行っています。

但し、著作権の関係上、不特定多数の方々への供覧目的の貸出はできません。

- ① 地域保健医療福祉に関するもの
- ② 思春期保健教育に関するもの(性・エイズ・薬物・タバコ)
- ③ 感染症に関するもの
- ④ 栄養・健康増進に関するもの



難病相談・難病相談会

(健康増進課 健康増進係)

① 難病ホットライン

難病で困っている方の療養生活に関する電話相談を行っています。

原因不明で治療法がはっきりしていない病気、いわゆる難病のことで心配されている方を対象に、相談窓口を設けています。

専用電話 0947 - 44 - 2766 (難病ホットライン)

② 難病講演会・相談会

難病患者とその家族の方を対象に、医療や日常生活に関する講演会・相談会を専門医・地域医師会・患者団体等と協力して実施しています。(疾患群別に開催)

③ 在宅療養訪問

難病患者および家族に対し、必要に応じて保健師による家庭訪問を行っています。

④ 小児慢性特定疾病児ピアカウンセリング

小児慢性特定疾病児等を養育する親等の、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため相談事業を行っています。



B型及びC型肝炎相談・検査

(健康増進課 健康増進係)

住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、適切な治療や保健指導等を受け、肝がん等の発生抑止、療養上の不安解消等を目的に相談及び検査を行っています。

検査及び結果説明は、毎週火曜日(祝祭日を除く)13:30～15:00に実施しています。費用は無料ですが、匿名での検査は実施しておりません。

また、福岡県が指定する医療機関でも無料検査を受けることができます。



特定感染症(HIV、梅毒、性器クラミジア、淋菌)の検査

(保健衛生課 感染症係)

毎週火曜日(祝祭日を除く)13:30～15:00に無料・匿名・予約制のHIV、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の検査を実施しています。

HIV、梅毒検査は、採血による即日検査で、採血後おおむね1時間程度で結果が出ます。(HIV検査については即日検査で確認検査が必要となった場合、確認検査の結果は1週間後になります。)

性器クラミジア感染症、淋菌感染症検査は尿検査で結果は1週間後になります。

HIV検査普及週間(6月1日～7日)及び世界エイズデー(12月1日)には、夜間休日等に特例検査も実施しています。

免 許 ・ 許 可 ・ 届 出 等

厚生労働大臣免許

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、管理栄養士	総務企画課 企画指導係 42-9313
---	------------------------

県知事免許・資格

准看護師免許、栄養士免許、毒物劇物取扱責任者、麻薬取扱者免許	総務企画課 企画指導係 42-9313
製菓衛生師免許、ふぐ処理師免許	保健衛生課 食品衛生係 42-9378
調理師免許	健康増進課 健康増進係 42-9345

許可・届出・登録等

病院・診療所開設許可、病院・有床診療所使用許可、無床診療所開設届出 薬局・医薬品販売業許可、薬局製剤製造業・薬局製剤製造販売業許可、 毒物劇物販売業登録、医療機器販売貸与業許可・届出 施術所・歯科技工所開設届出	総務企画課 企画指導係 42-9313
食品営業許可	保健衛生課 食品衛生係 42-9378
旅館業営業許可、公衆浴場営業許可、興行場営業許可、 理容所・美容所開設届出、クリーニング所営業届出、遊泳用プール設置届出、 特定建築物届出、建築物清掃業者等の知事登録、特定動物飼養許可、 動物取扱業登録・届出、水道に関する届出	保健衛生課 生活衛生係 42-9309
特定給食施設届出	健康増進課 健康増進係 42-9345
受胎調節実地指導員の指定	健康増進課 健康増進係 42-9345
届出保育施設(認可外保育施設)の届出	社会福祉課 42-9315

指定機関の申請・受付

生活保護法に関する指定医療機関、指定介護機関	総務企画課 医療扶助係 42-9314
介護保険法に関する指定居宅(介護予防)サービス事業所 障害者総合支援法に関する指定障がい福祉サービス事業所	社会福祉課 42-9315
被爆者一般疾病医療機関の指定申請	健康増進課 健康増進係 42-9345
結核指定医療機関の指定申請	保健衛生課 感染症係 42-9379

助成・支援制度

女性と子どものために

(健康増進課 健康増進係)

☆ 妊娠中毒症等療養援護

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患に罹っている妊産婦の方が、早めに適切な医療を受けることができるように、援護費の支給を行っています。

なお、入院期間が7日以上の方が対象ですが、所得により対象にならない場合があります。

☆ 先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症等の検査を行っています。

これらの病気は、早い時期に発見できれば、薬などで治療することができることから、出産時に医療機関で新生児の血液検査を行っています。

＝検査料は無料、採血料等の費用は有料＝

☆ 乳幼児発達診査事業＝予約制＝

成長発達の遅れや精神・運動面に何らかの問題が疑われる乳幼児に対して、小児科医師や作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士による発達の診察や相談・訓練を年6回実施しています。

☆ 不育症検査費・治療費助成事業

不育症で悩まれている方(2回以上の流産、死産の既往があり、診断された方等)で、不育症検査(対象になる検査)や治療を受けた場合で、一夫婦あたり5万円を上限に1回限り助成しています。

☆ 先進医療不育症検査費用助成事業

不育症で悩まれている(2回以上の流産・死産の既往がある方)で、先進医療としての不育症検査(流死産検体を用いた遺伝子検査)を指定医療機関(現在県外の医療機関のみ)で受けた場合、自己負担額の7割、6万円を上限に助成しています。

出産費用で困っている方のために

(社会福祉課)

☆ 助産制度

保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を支援します。

助産施設は県内に11か所あります。

なお、所得により対象とならない場合があります。

ひとり親家庭の支援

(社会福祉課)

☆ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母又は父、寡婦に対する次の12種類の福祉資金の貸付申請を受け付けています。この申請に対し、審査のうえ貸付を行っています。(該当要件があります。)

〔 就学支援、修学、修業、事業開始、事業継続、住宅、就職支援、技能習得、生活、転宅、医療介護、結婚 〕

☆ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の母又は父に対して、就職に有利な資格の取得促進のための給付金を支給します。(該当要件があります。)

難病で困っている方のために

(健康増進課 健康増進係)

☆ 指定難病医療費公費負担制度、小児慢性特定疾病医療費公費負担制度

難病のうち、原因が不明で治療方法が確立していない指定難病にかかっている方に対して、医療費の一部を助成する制度を実施しています。

2025年4月から、指定難病は348の疾病が、小児慢性特定疾病は16の疾患群(801疾病)が対象になっています。

原爆で被爆された方のために

(健康増進課 健康増進係)

☆ 被爆者援護法による各種手当の認定申請の受付及び健康診断

原爆の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進、ならびに福祉の向上を図るための総合的な援護対策のうち、被爆者健康手帳、健康管理手当等の各種手当の認定申請を受け付けています。

また、被爆者を対象として、年2回の定期健康診断及び希望健康診断を医療機関に委託して実施しています。

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当、家族介護手当、葬祭料

B型肝炎・C型肝炎・肝がん・重度肝硬変対策

(健康増進課 健康増進係)

☆ 肝炎等治療費の一部助成

B型及びC型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法(インターフェロイン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療)の医療費の一部ならびに肝がん・重度肝硬変に対する入院または通院医療費の一部を助成する制度を実施しています。

また、肝炎ウイルス陽性の方に対して、慢性肝炎、肝硬変、肝がんなどの重症化予防のため、初回精密検査及び定期検査の費用助成を実施しています。

結核の治療をされる方のために

(保健衛生課 感染症係)

☆ 結核医療費の公費負担

結核治療のための薬や諸検査にかかる医療費の一部を助成しています。

<総務係>

保健福祉事務所の窓口

人事、予算、庶務、会計等の事務のほか所内の連絡調整を行うなど、事務所の円滑な運営を行うための「かなめ」となっています。

また、田川保健福祉事務所別館（旧保健所庁舎）や職員寮の維持管理も行っています。

<医療扶助係>

生活保護費（生活扶助、医療扶助等）の給付

生活保護法による扶助費の給付、田川郡に所在する医療・介護機関の生活保護指定申請の受付等を行っています。

また、生活保護を受けている人が医療機関を受診したり介護機関のサービスを受ける場合に、医療機関に対し医療券、介護機関に対し介護券の発行及び医療や介護に関わる、生活保護に係る経費の支払い、調整等も行っています。

<企画指導係>

医務・薬務・相談窓口等

企画指導係は、保健所運営協議会等の各種協議会の運営、市町村をはじめとする関係機関等の連絡調整、保健、福祉系学校等の実習生の受入れ、病院、診療所及び薬局の立入検査等の業務を行っています。

さらに、事務所の代表電話としての各担当課への案内取次業務、保健・医療・福祉以外の県民生活に関わる様々な相談窓口となっている各専門機関の案内を行うなど、総合相談窓口としての役割もあります。

1 医務

医療法の規定に基づき、地域における適正な医療提供体制を確保し、医療の質の向上を図ることを目的に、医療機関から提出される種々の許可申請、届出等の事務処理や、立入検査等において医療機関の人員、構造設備等の状況を確認し必要な指導を行っています。

(1) 管内病院・診療所数及び病床数

令和7年4月1日現在

		田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
病 院		7	0	1	1	4	0	0	3	16
	病床数	1,824	0	166	99	240	0	0	487	2,816
	一般	774	0	0	54	101	0	0	50	979
	感染症	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	精神	982	0	147	0	0	0	0	389	1,518
療養	60	0	19	45	139	0	0	48	311	
一般診療所※	50	6	11	8	8	6	4	11	104	
有床		5	1	3	0	1	0	0	1	11
	病床数	87	19	42	0	18	0	0	7	173
無床	45	5	8	8	7	6	4	10	93	
歯科診療所	23	5	5	4	9	2	1	9	58	
助産所	1	0	0	0	0	0	0	2	3	

(2) 医療機関立入検査

医療法第25条の規定に基づき病院、診療所の立入検査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導を行っています。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数	
病院	16	16	16	16	16	16	
診療所	110	23	109	21	109	27	
内訳	有床	16	3	15	5	13	6
	無床	94	20	94	16	96	21
歯科診療所	63	13	63	12	63	12	
助産所	3	0	3	0	3	0	

(3) 医療従事者の免許事務①（大臣免許）②（県知事免許）

医師・看護師等医療従事者の免許申請事務を行っています。

区分	令和6年度申請受付実績				
	新規	書換	再交付	抹消	計
医師（①）	0	0	0	0	0
歯科医師（①）	1	1	0	1	3
保健師（①）	3	2	1	0	6
助産師（①）	1	2	0	0	3
看護師（①）	62	28	9	0	99
理学療法士（①）	16	2	1	0	19
作業療法士（①）	1	2	1	0	4
視能訓練士（①）	0	1	0	0	1
診療放射線技師（①）	3	0	0	0	3
臨床検査技師（①）	0	1	2	0	3
薬剤師（①）	4	2	0	0	6
管理栄養士（①）	9	4	0	0	13
栄養士（②）	4	5	4	0	13
准看護師（②）	36	6	12	0	54
合計	140	56	30	1	227

(4) 医療安全対策研修会

管内の病院及び診療所の職員を対象に医療安全対策に関する研修会を開催しています。

実施日	実施場所	内容	参加人数
令和6年 9月18日 (水)	香春町町民 センター 町民ホール	講演「インシデントレポートとのつきあい方—報告から改善へ」 講師：一般社団法人 福岡県社会保険医療協会 社会保険田川病院 副看護部長兼医療安全対策室医療安全管理者 黒川 薫	152 名

(5) 救急医療

ア 救急医療体制

入院加療が必要な重症救急患者に対応する二次救急医療については、救急告示病院を含む7つの医療機関で病院群輪番制*により対応しています。

*病院群輪番制：地域内の複数の医療機関が、交代で当番日に診療を行うもの。

二次救急医療機関	救急告示
田川市立病院	○
社会保険田川病院	○
医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	○
一本松すずかけ病院	—
地方独立行政法人川崎町立病院	○
糸田町立緑ヶ丘病院	○
松本病院	○

【参考】初期救急医療：田川地区急患センター（内科・小児科・外科）

イ 救急の日及び救急医療週間

救急医療及び救急業務に対する正しい知識を深めるとともに、救急医療関係者の意識高揚を図るため、国が定めた「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間」に合わせ、ポスター、懸垂幕の掲示や応急手当ガイドブック等の啓発資材の配布を行いました。

(6) 地域医療構想調整会議の開催

田川区域地域医療構想調整会議を開催し、医療関係者、保険者その他関係者との連携を図り、将来の病床の必要量を達成するための方策等の地域医療構想を推進するために、必要な協議を行っています。

2 薬務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、種々の許可申請、届出等の事務処理を行うとともに、立入検査等において構造設備等の状況を把握し必要な指導を行っている。

また、薬物乱用撲滅のためさまざまな対策を行っている。

- (1) 薬局・医薬品販売業等の開設許可、変更、休止、再開、廃止等の事務
 薬局や店舗販売業、卸売販売業等の開設許可の審査や各種届出の受付を行っています。
- (2) 高度管理医療機器販売貸与業の開設許可及び管理医療機器販売貸与業の受付事務
 高度管理医療機器販売貸与業許可の審査や管理医療機器販売貸与業の各種届出の受付を行っています。
- (3) 毒劇物販売業の登録申請、変更、廃止等の事務
 毒劇物一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業等の登録申請の審査や各種届出の受付を行っています。
- (4) 麻薬取扱者免許申請及び各種麻薬事務
 麻薬取扱者免許申請の受付や麻薬の廃棄、麻薬関連の各種届出の受付を行っています。
- (5) 薬事・毒物劇物監視指導
 薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業、高度管理医療機器販売貸与業、麻薬業務所への立入検査や指導を行っています。
- (6) 毒物劇物取扱者試験及び販売従事登録申請の受付業務
 毒物劇物取扱者試験の願書及び登録販売者の販売従事登録申請の受付を行っています。
- (7) 薬物乱用防止啓発事業
 現在、麻薬等の薬物乱用問題は全世界的なひろがりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。
 このような中、薬物乱用防止啓発事業の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、関係団体の協力を得て「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行っています。
 また、5～6月は、不正大麻・けし撲滅月間として、管内をパトロールし、指導及び抜去をしています。

◆令和6年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

実施日	場所	内容	参加者数
①7月3日(水) 12:10～13:10	①福智高等学校	「6・26ヤング街頭キャンペーン」	①10人
		啓発資材配布、一声運動、のぼりの掲示による啓発運動	
②7月18日(木) 13:30～14:30	②メルクス田川	国連支援募金活動	②20人

総務企画課

開催地	参加団体	参加人数
①福智高等学校	学校法人福智学園 福智高等学校	7
	福岡県田川保健福祉事務所	3
	計	10
②メルクス田川	田川保護区保護司会	2
	田川ライオンズクラブ	2
	福岡県医薬品登録販売者協会田川支部	2
	福岡県警友会田川支部	2
	一般社団法人田川薬剤師会	2
	田川警察署生活安全課	2
	福岡県立田川科学技術高等学校	5
	福岡県田川保健福祉事務所	3
	計	20
参加総数（合計）	30	



3 企画指導

(1) 保健所運営協議会等の開催

地域保健法第11条及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、附属機関として田川保健所運営協議会を設置しています。

この協議会では、関係機関・団体等の代表者や有識者で構成し、所管区域内の地域保健及び保健所の運営について審議しています。

また、協議会に保健医療計画部会・救急医療部会・保健事業部会・精神保健福祉部会を設置し、各部会において広域的・専門的に地域保健を推進しています。

協議会の詳細（部会組織図）については、附属機関の該当ページを参照してください。

(2) 保健統計等報告業務

保健衛生行政の施策の基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、保健統計業務を行っています。

調査名	調査時期	調査の目的
人口動態調査	毎月	人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。
医療施設静態調査	3年に1回	病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
医療施設動態調査	毎月	
病院報告	毎月	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	3年に1回	病院及び診療所を利用する患者について、傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
受療行動調査	3年に1回	全国の医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	毎年・隔年	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・健康増進事業報告	毎年	地域住民への保健施策の実施状況を把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	毎年	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種世帯調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。

調査名	調査時期	調査の目的
社会保障・人口問題基本調査	毎年	人口・経済・社会保障の間の関連を調査することにより、厚生労働行政の施策立案の基礎資料を得る。
社会保障制度企画調査 (年によって名称と内容が変わる)	3年に2回	社会保障を支える世代の就業状況や子育て、親への支援の状況の実態を把握するとともに、理想の働き方や社会保障に係る負担のあり方などについての意識調査をすることで、厚生労働施策の企画・立案のための基礎資料を得る。
所得再分配調査	3年に1回	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配に与える影響を明らかにし、施策立案の基礎資料を得る。
医師・歯科医師・薬剤師統計	2年に1回	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、従事場所等の分布を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。

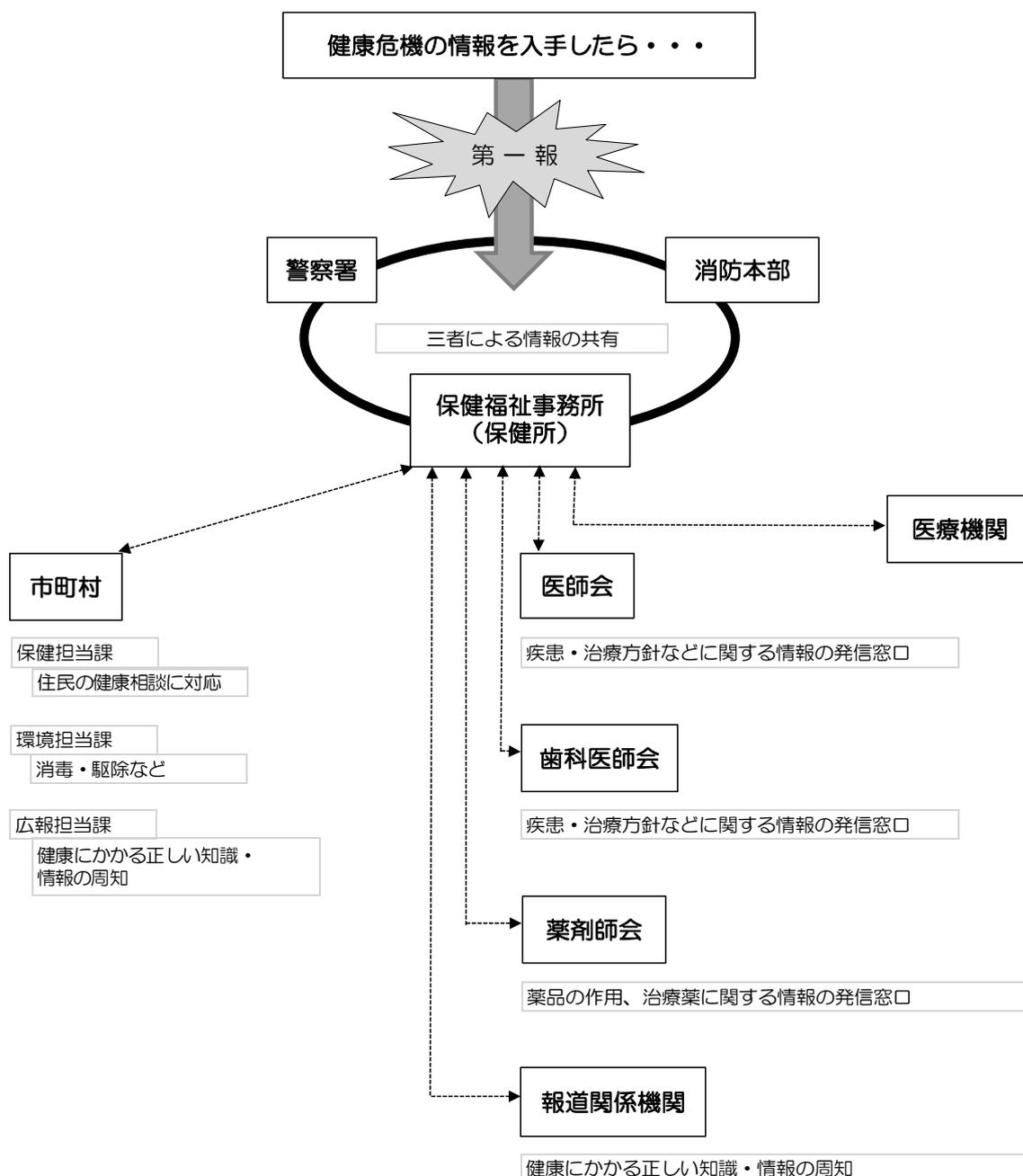
(3) 学生等実習の受け入れ

医師・保健師・助産師・看護師・栄養士等養成施設の臨地実習の受け入れを行っています。

課程等	学校名等	人数(延数)
保健師	福岡大学	3 (15)
	福岡県立大学	6 (30)
栄養士	九州栄養福祉大学	5 (25)
計		14 (70)

(4) 健康危機管理に関すること

近年の大規模自然災害、テロ災害や感染症及び家畜伝染病等の新たな展開など、これまでに予想できなかった様々な危機事案が発生し、健康危機管理体制の確立が求められています。保健福祉事務所では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる地域住民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対応するため、「田川地区健康危機管理マニュアル」を作成し、関係機関が健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する情報を円滑に共有できるよう、健康危機管理体制の整備を行っています。



4 福祉法外事務

(1) 同和対策に関すること

人権問題、同和問題を正しく理解・認識し、解決していくため、年2回、管内の行政機関、保育・医療関係者に対して人権同和研修を行っています。

【令和6年度実績】

	実施日及び場所	内容	参加者数
前期 (R6)	7月2日(火) 7月4日(木) 田川文化センター 大ホール	講師:長野 健一 先生 演題:「人権・同和問題との豊かな出会いを」～差別の現実に学び ひと・こころ・夢つなぎ～	行政関係:541 保育関係:30 医療関係:15
後期 (R7)	1月9日(木) 1月15日(水) 田川文化センター 大ホール	講師:朴 康秀 先生 演題:在日コリアンの人権とヘイトスピーチ問題～多文化共生社会へ向けて～	行政関係:552 保育関係:15 医療関係:7

(2) 総合相談窓口

保健所と福祉事務所との統合に伴い総合相談窓口を設置し、保健・医療・福祉や環境のほか県行政や生活等についての問い合わせ、相談、質問、意見等の受け付けや、専門機関への紹介等を行っています。

(3) 援護事務に関すること

恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事務を行っています。

(4) 民生委員等に関すること

田川郡の民生委員・児童委員に関する関係事務を行っています。

【管内の民生委員・児童委員数】

(令和7年4月1日現在)

町村名	民生委員・児童委員数	主任児童委員数	計	民生委員・児童委員定数(主任児童委員含む)	欠員
香春町	32	2	34	34	0
添田町	33	2	35	35	0
糸田町	18	2	20	26	6
川崎町	42	3	45	52	7
大任町	15	2	17	18	1
赤 村	10	1	11	11	0
福智町	44	3	47	61	14

(5) 防災に関すること

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、福岡県災害対策本部規程により福岡県災害対策本部が設置されます。当所は、田川保健福祉環境班として配備され、福岡県地域防災計画等に基づき救助活動等を実施することとなっています。

当所では「田川保健福祉事務所(田川保健福祉班)災害発生時の初動対応マニュアル」を作成し、災害の発生に備えています。

○ 総務企画課業務一覧

◇総務係

庶務全般、財務会計、人事服務

◇医療扶助係

生活保護医療・介護・経理事務

◇企画指導係

保健統計	統計法に基づき、人口動態調査、厚生行政基礎調査、その他衛生行政や公衆衛生の基礎として定められた各種衛生統計の基礎資料を作成
医 務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画及び部会に関すること ・病院、診療所及び助産所の許可及び届出並びに施術所等の届出 ・病院・診療所の立入検査 ・医療従事者等の免許(大臣・県知事)に関すること ・管理栄養士、栄養士免許に関すること ・医師届、歯科医師届、薬剤師届等に関すること ・医療安全研修に関すること
薬 務	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局、医薬品販売業等の開設許可等に関すること ・毒物劇物販売業の登録等に関すること ・麻薬取扱者免許申請等に関すること ・薬物乱用防止啓発事業『ダメ。ゼッタイ。』に関すること ・ジェネリック医薬品地域協議会に関すること
企画指導	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所運営協議会及び救急医療部会に関すること ・地域医療構想調整会議に関すること ・健康危機管理に関すること ・所内外の企画調整に関すること ・市町村支援に関すること、救急の日のつどいに関すること ・地域保健従事者現任教育に関すること ・地域保健福祉ライブラリー ・学生等の実習 ・広報、ホームページ
福祉法外事務	<ul style="list-style-type: none"> ・同和対策に関すること ・援護事務に関すること ・民生委員に関すること ・日赤に関すること ・防災に関すること
総合相談窓口	県行政、県民生活に関する相談

＜健康増進係＞

1 難病対策事業

難病患者の医療費助成制度に関する事務を行う他、難病ホットラインによる電話相談や医療相談会、交流会、家庭訪問、従事者研修等を実施し、難病患者の療養生活上の支援を行っています。また、田川地域において、関係機関が難病患者への支援体制に関する課題を共有し、連携の緊密化を図ることにより、地域の実情に応じた体制整備を推進することを目的とした協議会を開催しています。

令和6年度実施内容	実施日
医療相談会	令和6年7月2日～5日
交流会・講演会（ピアカウンセリング事業）	令和6年10月4日
難病従事者研修	令和7年1月17日
療育相談事業	令和7年1月17日
田川地域難病対策協議会（地域在宅医療推進協議会と合同開催）	令和7年3月12日

2 肝炎対策事業

B型及びC型肝炎ウイルスに感染していることを早期に発見し、適切に治療に結びつけるために、肝炎ウイルスの無料検査を実施し、インターフェロン及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部を助成する制度に関する事務を行っています。

また、平成27年から、B型及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者に対し、重症化予防を図ることを目的に、初回精密検査又は定期検査の費用を助成するフォローアップ事業を開始しています。さらに、平成30年から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、入院・通院医療費の助成を行っています。

3 原爆被爆者援護事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳等交付申請、一般疾病医療費支給申請、諸手当支給認定申請、一般疾病医療機関指定申請、年2回の定期健康診断等に関する事務を行っています。

4 がん対策推進事業

「第4期福岡県がん対策推進計画」に基づき、当所においては、「がん征圧月間」での啓発活動を行う他、市町村が実施するがん検診に対する支援を行い、がん検診の受診率向上を目指しています。

5 生活習慣病対策事業

平成30年度から田川医師会と田川市郡の市町村が連携協力した「田川地区CKD・糖尿病予防連携システム」を活用した生活習慣病対策を実施しています。糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化を予防し、患者のQOLの向上を図ることを目的に、特定健診受診後の要精密者の受診勧奨や治療継続、生活習慣の改善が必要な者に対する保健指導の強化等をすすめるため、市町村支援やかかりつけ医と専門医との医療連携の推進に取り組んでいます。

令和6年度システム推進のための医療連携会議	実施日
田川地区生活習慣病重症化予防連携会議	令和6年5月22日
田川地区生活習慣病重症化予防市町村意見交換会	令和6年12月13日

6 県民健康づくり推進事業

令和6年度から12年間を計画期間とする「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」に基づき、健康寿命の延伸、主要な生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防、ライフステージに応じた健康づくり、生活習慣病の改善、個人の健康づくりを支えるための環境づくりを基本的な方向性として、①健診受診率の向上、②食生活の改善、③運動習慣の定着を3つの柱とする「ふくおか健康づくり運動」を推進しています。

令和6年度実施内容	実施日
地域・職域連携会議（保健事業部会と合同開催）	令和6年8月7日
自主的健康づくりに取り組むきっかけづくり（講話と血管年齢測定等）	令和6年6月4日
	令和6年10月9日
中小事業所に対する健康づくり支援（全国安全週間説明会の講話） （健康づくり実践アドバイザー派遣事業の周知）	令和6年6月5日

7 健康たばこ対策事業

世界禁煙デー及び禁煙週間の啓発活動とともに、禁煙を希望する者からの相談、禁煙相談員のいる薬局（卒煙サポート薬局）等の紹介を通し、禁煙支援を行っています。また、受動喫煙防止対策として、改正健康増進法に関する問合せに対応しています。

8 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、給食施設における適切な栄養管理の実施を図り、喫食者ひいては県民の健康づくりに資するため、特定給食施設の届出等に関する事務を行うとともに、給食施設への個別指導（巡回指導・書面指導）及び集団指導を実施しています。また、福岡県規則により、施設の管理者から年2回提出される「特定給食施設栄養報告書」を点検するとともに、年1回給食施設の実態調査を行っています。

令和6年度実施内容	実施日
給食施設（福祉施設、保育所、病院）個別指導（巡回指導）	令和6年6月～12月
保育所（園）における栄養管理に関する研修会	令和7年1月10日
嚥下調整食に関する個別相談会	令和7年2月13日
	令和7年2月18日

9 専門栄養指導事業

栄養相談総合窓口を開設し、栄養や食事、食品表示、給食運営管理、地区組織活動等に関する相談を随時受けています。

また、「福岡県田川保健福祉事務所と筑豊栄養研究会との地域の栄養ケア連携強化の協働事業に関する協定書」に基づき、「筑豊地区給食施設食形態連携ブック」の更新調査及び連携ブックをウェブサイト上に公開する等の協働事業を実施しています。当所と筑豊栄養研究会（CNS）は、「地域の栄養ケア等の整備支援会議」を開催し、相互の取り組みの進捗状況の確認や協働事業に関する協議を行い、令和5年度から、本事業は嘉穂・鞍手地区へも広域化し事業展開しています。

令和6年度実施内容	実施日
筑豊地区給食施設食形態連携ブック（田川地区版）のWeb公開	令和6年6月29日
筑豊地区地域の栄養ケア等の整備支援会議	令和6年11月27日
筑豊地区給食施設食形態連携ブック（田川地区版）の更新調査	令和7年1月17日

10 食品の栄養成分表示等の指導

管内の製造・販売業者に対し、食品表示法（保健事項）及び虚偽誇大広告等に関する表示の適正化を図るための指導、相談を行っています。また、保健衛生課食品衛生係と連携し、夏期一斉取締りや年末一斉取締りを実施し、監視指導の強化を図っています。

令和6年度一斉監視	実施日
夏期一斉取締り	令和6年7月16日
年末一斉取締り	令和6年12月9日

11 食環境整備事業

県民の食を通じた健康づくりをサポートするために、外食・中食等のヘルシーメニューの基準（野菜たっぷりメニュー、塩分ひかえめメニュー、カロリーひかえめメニュー）をつくり、そのメニューを提供する飲食店を「ふくおか食の健康サポート店」として登録しています。食環境の整備を図ることにより、サポート店を通じた県民の自主的健康づくりの啓発活動に取り組んでいます。

令和6年度ふくおか食の健康サポート店の店舗数	14店舗
------------------------	------

12 食生活改善推進会の育成

田川地区食生活改善推進連絡協議会の事務局業務を行うとともに、田川管内の市町村単位食生活改善推進会の活動を支援しています。また、健康づくり対策の一環として、食生活改善推進員をはじめとする健康づくりに関わるボランティア等へ、栄養、運動及び休養についての研修を実施し、健康づくりの知識を普及させるとともに、地域における実践活動への意欲喚起を図っています。

令和6年度実施内容	実施日
田川地区食生活改善推進連絡協議会総会	令和6年5月21日
田川地区食生活改善推進連絡協議会理事会・会計監査	令和6年4月～令和7年3月
田川地区食生活改善推進連絡協議会研修会	令和7年1月22日
食と健康教室（第1回）	令和6年9月19日
食と健康教室（第2回）	令和6年10月8日

13 調理師関係業務

調理師法に基づき、調理師免許申請や調理師試験、2年に1度の調理師業務従事者届に関する事務を行っています。また、調理師であって、調理の業務に従事している者を対象として、資質の向上を図り、県民の食生活の向上に資するための研修会を実施しています。

令和6年度実施内容	実施日
調理師業務従事者届	令和6年12月31日
調理師研修会	令和7年1月10日

1.4 不妊・不育と性の相談センター事業

令和6年に設置された「福岡県プレコンセプションケアセンター」と連携し、当所は「不妊・不育と性の相談センター」として、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するため、専用電話による相談業務やプレコンセプションケアの普及啓発を図っています。また、不妊や不育の悩みを持つ者（流産・死産に伴うグリーフケアを含む）を対象に、自助グループに関する情報提供等により、流産・死産で悲嘆を抱えた方の孤立を防ぐ働きかけを行っています。

令和6年度実施内容	実施日
プレコンセプションケア研修会	令和6年10月9日
不妊症・不育症患者等支援ネットワーク事業	令和7年1月29日

1.5 乳幼児発達診査事業

精神、運動発達面において障害を招くおそれのある児に対し、小児神経科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士による診察・指導を実施し、地域社会の中で効果的な事後措置及び包括的なケアが行える体制を構築しています。

令和6年度実施内容	実施日
乳幼児発達診査事業	令和6年5月10日、6月7日、8月2日、10月4日、12月6日 令和7年2月7日

1.6 ハイリスク妊産婦支援事業

妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢の妊産婦に対して、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防するとともに、妊娠期から要支援者を把握し、産後うつ病予防を含めた育児等の不安を軽減することで、児童虐待を未然に防止するため、市町村の求めに応じ、関係機関との連携方法の検討や研修会の開催等の技術的支援を行っています。

令和6年度実施内容	実施日
妊娠期からのケア・サポート事業研修会	令和7年1月29日

1.7 歯科保健事業

福岡県歯科口腔保健啓発週間において、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、市町村や歯科保健事業関係者を対象に研修を実施し、歯科保健と職域保健の連携を促進し、歯科保健施策の効果的な推進を図っています。

令和6年度実施内容	実施日
歯と口の健康週間	令和6年6月4日～10日
地域保健関係職員研修事業	令和7年1月29日

1 8 在宅医療推進事業

平成22年に「田川地域在宅医療支援センター」を設置し、がんや難病等で在宅療養を希望する患者及び家族等の相談・支援を行い、療養上の悩みや不安の軽減を図っています。

併せて、田川医師会（在宅医療・介護連携支援センター）が市町村からの委託と、県の在宅医療提供体制充実強化事業の補助を受け実施している「田川地区在宅医療・介護連携推進事業」に参画し、在宅医療推進の普及啓発と医療機関、関係機関相互の連携の推進を後方支援しています。

また、地域の在宅人工呼吸器等使用患者の安全を守ることを目的に、平時から災害対策状況を確認するとともに、災害時には訪問看護ステーションや家族等を通じて、患者の安否確認を行っています。さらに、医療依存度の高い難病患者等で希望する者については、消防本部に情報提供を行い、災害時や病状急変時の緊急搬送体制を確保しています。

令和6年度実施内容	実施日
在宅医療・介護連携推進事業市町村意見交換会（参画）	令和6年5月9日
	令和6年9月5日
	令和7年2月27日
在宅医療・介護連携推進事業市町村担当課長会議（参画）	令和6年5月13日
	令和6年11月14日
田川地区在宅医療介護連携協議会（参画）	令和6年5月23日
在宅医療・介護連携事業検討WG会議（参画）	令和6年6月13日
在宅医療・介護連携推進事業実務担当者会議（参画）	令和6年6月21日
成果指標・社会資源調査WG会議（参画）	令和6年6月27日
	令和7年1月30日
教育研修・急変時・発災時WG会議（参画）	令和6年12月17日
在宅・施設看取り研修会（医師会と共催）	令和7年1月22日

<精神保健係>

1 精神医療対策

精神障がい者の適切な医療の確保・充実のために精神保健福祉法に基づく届け出や報告事務、精神科病院の実地指導、措置入院に関する業務、精神科救急医療システムに係る会議などを実施しています。

令和6年度実施内容	実施日
福岡県精神科救急医療システム筑豊ブロック関係者連携会議	令和6年11月14日

2 心の健康づくり推進

こころの悩みや不安、病気に関すること、社会復帰のことなどで悩んでいる方やその家族の方々を対象に随時、相談に応じています。早期の受診が必要な場合、家族の理解や協力が必要な場合、少し経過を見ていくことが必要な場合、他の相談機関への紹介が必要な場合などケースに応じてさまざまな形で対応しています。

また、精神科医による予約制の定例相談を開設しています。

令和6年度こころの健康相談実施日時	開設回数
毎月第2火曜日 10時～12時、毎月第4木曜日 14時～16時	22回

3 社会復帰対策

精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように、保健、医療、福祉等の関係機関と連携しながら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行や、退院後の地域生活継続を推進するため、課題の共有や解決に向けて関係機関会議や研修を開催するとともに、必要に応じて個別ケースの検討会を実施しています。

令和6年度実施内容	実施日
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する担当者会議 (市町村担当者会議)	令和6年8月6日
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する担当者会議 (医療機関及び市町村担当者会議)	令和7年3月6日

4 自殺対策事業

福岡県自殺対策総合計画（第2期）に基づき、総合的な自殺対策事業を実施しています。

自殺のリスクに気づき対応できる人（ゲートキーパー）の養成や自殺のハイリスク者（自殺未遂者等）支援に関する研修・連携会議、悩みを抱える人の相談窓口の啓発等を実施し、関係者と連携して自殺対策事業の強化を図っています。

自殺予防週間（9月10日～16日）と自殺対策強化月間（3月）には関係機関にポスター掲示の依頼等の啓発を行っています。

令和6年度実施内容	実施日
ゲートキーパーセミナー「今日からはじめよう！ゲートキーパー ～あなたの気づきで救えるいのち～」	令和6年5月28日 令和6年8月29日
田川地域自殺ハイリスク者支援連携強化会議	令和6年12月19日
自殺対策強化月間（3月）の啓発に係る展示を庁舎内ロビーに設置	令和7年2月25日 ～令和7年3月31日

5 アルコール依存症対策事業

不適切な飲酒はアルコール健康障がい（アルコール依存症、心身の健康障がい）の原因となり、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせるおそれがあります。

福岡県アルコール健康障がい対策推進計画及び福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づき、多くの住民等がアルコールに関する正しい理解を深めるための講習会の開催や中小事業所の減酒支援対策、適正飲酒指導などの対策を行っています。

令和6年度実施内容	実施日
講話「考えてみよう！お酒との付き合い方」	令和6年5月28日
中小企業への減酒支援（安全運転管理者等講習会）	令和6年6月4日
アルコール依存症講習会	令和6年10月17日

令和6年度適正飲酒指導実施日時	開設回数
毎月第3火曜日 15時～16時	12回

6 ひきこもり対策推進事業

福岡県では、平成22年度から精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを、令和2年7月から筑豊地域と筑後地域の2か所にサテライトオフィスを開設し、各地域のひきこもり相談窓口として支援を行っています。

ひきこもりの支援に携わる関係機関が連携し必要な知識及び技術を深めるために支援者地域ネットワーク会議を行っています。

7 地域精神保健福祉対策

地域の精神保健福祉事業の推進を図るために、市町村や医療機関、相談支援機関など精神保健福祉に係る関係者を対象とした会議や地域住民の精神保健福祉の理解を深めるための研修会などを行っています。

令和6年度実施内容	実施日
福岡県田川保健所運営協議会精神保健福祉部会	令和6年8月21日
地域交流講演会	令和6年7月20日
地域交流レクリエーション大会	令和6年10月4日

○ 健康増進課 業務一覧

◇健康増進係

難病対策	<p>難病対策協議会</p> <p>【指定難病】 特定医療費（指定難病）助成 療養生活上の支援・環境整備（相談・家庭訪問・講演会・従事者研修会等）</p> <p>【小児慢性特定疾病】 小児慢性特定疾病医療費助成 療養生活上の支援・環境整備（相談・家庭訪問・講演会・交流会等）</p>
肝炎対策	<p>肝炎ウイルス検診受診体制整備</p> <p>肝炎治療費助成</p> <p>肝がん・重度肝硬変医療費助成</p> <p>ウイルス性肝炎患者等の初回精密検査・定期検査費用助成</p>
健康増進対策	<p>保健所運営協議会保健事業部会</p> <p>生活習慣病対策事業</p> <p>県民健康づくり推進事業（地域・職域連携会議、中小事業所支援、ふくおか健康ポイントアプリ）</p> <p>健康たばこ対策事業</p> <p>がん対策推進</p> <p>市町村健康増進計画支援</p>
栄養改善対策	<p>国民（県民）健康・栄養調査</p> <p>食環境整備事業</p> <p>特定給食施設指導</p> <p>食生活改善推進会育成・支援</p> <p>食品の栄養表示等指導</p> <p>専門栄養指導事業</p>
母子保健対策	<p>乳幼児発達診査事業</p> <p>ハイリスク妊産婦支援事業</p> <p>不妊・不育と性の相談センター事業</p> <p>不育症検査費・治療費助成事業</p> <p>若年者への性知識啓発事業</p>
在宅医療推進	<p>在宅医療推進協議会（難病対策協議会）</p> <p>田川地域在宅医療支援センター（相談・普及啓発）</p> <p>関係者等研修会</p> <p>関係機関との連携・調整</p> <p>災害時の在宅人工呼吸器等使用患者への対応</p>
歯科保健対策	
調理師関係業務（調理師免許、調理師研修会、調理師業務従事者届）	
原爆被爆者援護事業	
先天性血液凝固因子障害等医療受給者証申請業務	
熱中症予防、アレルギーに関する周知	
臓器移植及び骨髄バンクに関する相談	

◇ 精神保健係

精神医療対策	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条～26 条の 3 の申請・通報・届出 精神科救急医療システム事業 精神科病院実地指導 精神科病院措置入院者等の現地診察 措置入院事務・医療保護入院等の届出・その他の精神保健医療関係事務
心の健康づくり推進	こころの健康相談 訪問指導 ケース検討会 普及啓発事業
社会復帰対策	精神障がい者社会復帰促進事業（地域支援事業） こころの健康手帳活用事業 処遇プラン普及事業
自殺対策事業	ゲートキーパー研修 ハイリスク者支援のための連携強化会議 自殺未遂者支援研修 普及啓発事業
アルコール依存症対策事業	アルコール依存症講習会 中小企業への減酒支援
ひきこもり対策推進事業	ひきこもり支援者等ネットワーク会議（精神保健福祉センターと共催）
地域保健福祉対策	保健所運営協議会精神保健福祉部会 地域交流講演会 地域住民とのふれあい交流事業（地域交流レクリエーション大会） 「人に優しい町・田川をつくる会」会誌 「えがお」の発行

<食品衛生係>

○ 食品営業許可施設等の監視指導と衛生教育

福岡県では、県民の健康保護を最優先に「生産から消費に至る」一貫した安全対策を総合的に推進していくための基本的な考え方や施策の方向性を示す「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画」を策定しています。

保健福祉事務所においては、主として食品の製造・販売段階における監視指導や消費者に対する教育・啓発を通じて食の安全の向上を図っているところです。具体的には、食品の製造施設や集団給食施設等に対する監視指導及び食品の収去検査を行っています。

また、食品を取扱う施設等の従事者に対する食品衛生についての衛生教育も実施しています。

さらに、食品衛生広域専門監視班が設置されており、田川、嘉穂・鞍手、京築保健福祉（環境）事務所管内にある特定業種及び流通拠点等の監視指導業務を行っています。

<感染症係>

○ 結核及び感染症の予防とまん延防止

1 結核対策事業

(1) 結核罹患率の状況

県では「福岡県感染症予防計画」を策定し、令和7年までに全結核罹患率（人口10万対）7以下を成果目標としています。

田川地区の全結核罹患率は全国、県と比べ高い値となっています。（資料編に掲載）

(2) 結核発生動向調査（法第12条、14条、53条の11）

結核患者情報システムへ、結核患者発生届、入退院届の情報及び把握した患者情報の入力を行い、登録中の患者の経過等、患者管理を実施しています。

(3) 結核の発生予防及びまん延防止

ア 定期の健康診断（法第53条の2、53条の7）

市町村、学校、施設、事業者等で実施した定期の健康診断については、保健所への報告が定められており、実施報告内容の把握及び未提出施設への対応等を行っています。

【結核定期健康診断実施状況報告（令和6年度分）】

区分	対象施設数 (A)	対象者数 (B)	報告書の提出状況		受診者数 (D)	受診率 (D) / (B)	健診結果		
			提出施設数 (C)	提出率 (C) / (A)			発見患者数 (E)	患者発見率 (E) / (D)	
事業者	217	7,437	196	90.3	7,156	96.2	0	0.0	
学校長	8	1,431	8	100.0	1,430	99.9	0	0.0	
内 訳	高等学校	6	1,112	6	100.0	1,112	100.0	0	0.0
	大学(短大)	2	319	2	100.0	318	100.0	0	0.0
施設長	44	1,610	34	77.3	1,469	91.2	0	0.0	
市町村長	8	38,050	8	100.0	4,043	10.6	0	0.0	
住民(65歳以上)		38,050			4,043	10.6	0	0.0	

- イ 結核予防事業（法第 53 条の 2、58 条の 3）
学校又は施設が行う定期健康診断に要する費用に対して補助を行うものです。
- ウ 積極的疫学調査（法第 15 条）
結核の発生を予防し、発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要な調査を行います。
- エ 健康診断（法第 17 条）
積極的疫学調査の結果、結核のまん延を防止するために必要があるときは、結核の患者と一定の接触をした者等について、結核健診を実施します。

(4) 結核患者の医療の提供及び管理

- ア 就業制限・応急入院勧告（措置）・入院（延長）勧告（措置）（法第 18 条、19 条、20 条）
結核のまん延防止をするために必要と認めた場合には、田川保健所感染症診査協議会京築保健所結核専門部会へ諮問した上で保健所長が決定し、書面で通知を行っています。

【就業制限・応急入院・入院勧告等実施状況（令和 6 年度）】

就業制限通知数	応急入院勧告（措置）数	入院勧告（措置）数	入院延長通知数
8	8	8	14

- イ 結核医療費の公費負担（法第 24 条、37 条、37 条の 2 等）
結核医療公費負担申請に係る事務等を行っています。
また、田川保健所感染症の診査に関する協議会京築保健所結核の診査に関する専門部会に諮問を行った上で、結核患者に対し患者票の交付を行っています。

【公費負担申請件数（令和 6 年度）】

法第 37 条	法第 37 条の 2
20	25

(5) 管理検診（精密検査）の実施（53 条の 13）

治療を終了した結核患者等を対象に、管理検診等を実施しています。

(6) 結核対策特別促進事業

- ア 結核患者服薬支援事業（DOTS）
保健師等が、訪問や電話により、結核のまん延の防止や多剤耐性結核の発生の防止を目的として、医療機関等と連携を図り治療継続のための服薬支援を行っています。

【地域 DOTS 実施状況（令和 6 年度）】

	訪問	来所	電話
実施回数（延べ）	60	3	60

- イ コホート検討会
地域 DOT S の実施方法及び患者支援の評価・見直しを行い、地域 DOT S 体制の強化を図り、併せて、地域の結核医療及び結核対策全般に関する課題について検討を行っています。
令和 6 年度は 3 月 12 日に京築保健福祉環境事務所と合同で実施しました。

2 感染症対策事業

(1) 感染症発生時対応

感染症発生届受理後は、患者や患者家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のため積極的疫学調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施しています。

また、高齢者、障がい者等が生活・利用する社会福祉施設等において、集団感染等の報告が行われた場合は、必要に応じた感染対策指導を行っています。

【発生届受理状況（全数・結核を除く）（令和6年度）】

類型	届出感染症	届出件数
3類	腸管出血性大腸菌感染症	4
4類	レジオネラ症	3
5類	梅毒	13
	百日咳	10
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1

【集団感染等報告事例件数（延べ数）（令和6年度）】

施設の種別	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	その他
高齢者施設	6	11	2
障がい者施設	0	5	0
保育所	2	0	1

(2) 感染症予防啓発・研修会

ア 現地指導

他課が実施する病院立入検査及び介護老人保健施設運営指導に帯同し、感染症対策実施状況の確認及び必要な指導を行っています。

令和6年度は病院16か所、介護老人保健施設2か所に対し実施しました。

イ 研修会

高齢者施設や障がい者施設の職員が、感染防止に係る知識及び感染症発生時の対応を習得することを目的とし研修会を実施しました。

【感染症予防研修会実施内容（令和6年度）】

実施日時	内容	対象施設	参加者数
令和6年 7月31(水) 14時～16時	集合研修にて、講話とグループワークを実施 ①説明：「令和5年度管内の新型コロナウイルス感染症発生状況等について」 説明者：当所感染症係職員 ②講話：「感染対策の基礎知識及び感染症患者発生時の対応について」 講師：田川市立病院 感染症防止対策室 感染管理認定看護師 植田裕美子 氏 ③グループワーク 講師：社会保険田川病院 感染管理認定看護師 花元由絵 氏	高齢者施設 障がい者施設	70名
令和6年 12月17日～ 2月28日 まで配信	YouTubeによるオンデマンド配信を実施 ・説明：「感染症の基礎知識」「注意すべき感染症」 「吐物処理」「感染症発生時の対応」「保健所への報告」 当所感染症係職員	高齢者施設 障がい者施設	アンケート 回答者数；134名 視聴回数；383回

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症発生情報を正確に把握分析し、県民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施しています。

保健所では、発生届が届出基準に該当しているかの確認を行った上で感染症情報システムへの入力を行います。

また、病原体定点から検体の提供を受けた場合は保健環境研究所への検査依頼を行っています。

(4) インフルエンザ様疾患発生報告

学校等におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、管内の保育所、幼稚園、小中学校、高校等のインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）の実施状況及び欠席者数の報告を依頼しています。

(5) 特定感染症対策（HIV 及び性感染症）

感染者及び患者の早期発見及び感染防止対策を目的に HIV・梅毒・性器クラミジア・淋菌感染症の検査、相談及び性感染症の正しい知識の普及啓発を行っています。

ア 特定感染症相談・検査

毎週火曜日 13:30～14:30 に定例検査を実施している。（HIV・梅毒は迅速検査）

【検査件数（特例検査を含む）（令和6年度）】

	HIV	梅毒	性器クラミジア	淋菌
検査件数	117	118	81	79

イ HIV 予防普及啓発事業

HIV 検査普及週間（6月1日～6月7日）及び世界エイズデー（12月1日）において、普及啓発活動及び特例検査（定例検査以外の日時等で実施）を行っています。

(6) 予防接種関係事業

市町村が行う定期予防接種に対する相談支援、間違い発生時の指導、また国からの通知等を市町村へ情報提供を行い、定期予防接種の適切な実施の推進に努めています。

3 新型インフルエンザ等対策

福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年9月改定）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の関係者と密接に連携を図りながら、訓練及び連絡会議を実施するなど、地域の医療体制の整備を推進しています。

(1) 地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

開催日	：令和6年9月24日（火）
場所	：田川総合庁舎 第5会議室
参加機関	：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、消防、市町、保健所等
内容	：・新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定について ・医療措置協定について ・健康危機対処計画について ・新型インフルエンザ等対策実地訓練について

(2) 新型インフルエンザ等対策実施訓練

新型インフルエンザ等発生時において、医療機関と保健所が連携して的確かつ迅速に対応を行うことができるようになるため、「公立・公的医療機関等」である管内の4医療機関とともに、次のことについて連携して取り組みました。

ア 新型インフルエンザ等対策実務担当者会議

本会議の中で、「公立・公的医療機関等」である管内の4医療機関とともに次の3（2）イ、ウ訓練の企画、準備を行いました（年4回）。

開催日	：令和6年6月3日（月）、7月5日（金）、8月8日（木）、9月6日（金）
場所	：田川総合庁舎、川崎町立病院
参加機関	：田川市立病院、社会保険田川病院、川崎町立病院、糸田町立緑ヶ丘病院、保健所

イ 発熱外来訓練

地域において新型インフルエンザ等が発生したという想定のもと、町立病院の現場で、患者受入れ、検査・診察、疫学調査、移送の訓練を行いました。

開催日	：令和6年8月8日（木）
場所	：川崎町立病院
参加機関	：川崎町立病院、田川市立病院、糸田町立緑ヶ丘病院、保健所

ウ 新型インフルエンザ等対策実地訓練（全体訓練）

管内の医療措置協定締結医療機関等の医療従事者を対象に「発熱外来訓練」の内容の解説及び个人防护具の着脱訓練を行いました。

開催日	：令和6年11月20日（水）
場所	：田川市立病院
参加機関	：医療措置協定締結医療機関等の医療従事者

4 健康危機対処計画（感染症編）の策定と計画の実施

地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、保健所は、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定することが示されました。

この指針に則り、当所では、令和6年3月に健康危機対処計画（感染症編）を策定しました。

本計画は、感染症発生段階に応じた組織・業務体制、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定めており、これをもとに、有事に備えた地域及び所内体制づくりに取り組んでいます。

5 改正感染症法に基づく医療措置協定

令和4年12月に改正された感染症法により、新興感染症の発生及びまん延に備え、平時から、県と医療機関との間で、医療措置協定を締結する仕組みが定められました。

当所では、多くの幅広い医療機関と協定を締結することを目指し、本庁と連携して管内の医療機関の調整を行いました。

令和7年3月18日時点の管内の医療措置協定締結医療機関数は、以下のとおりです。

福岡県ホームページ公表データ(令和7年3月18日更新)

締結先	①病床確保 (対応可の医療機関数)	②発熱外来 (対応可の医療機関数)	③自宅療養者等 への医療提供機関数	④後方支援 (対応可の医療機関数)	⑤人材派遣 (対応可の医療機関数)
病院	7機関	49機関	24機関	10機関	1機関
有床診療所					
無床診療所	—	—	—	—	—
薬局	—	—	42機関	—	—
訪問看護事業所	—	—	8機関	—	—

<生活衛生係>

○ 衛生的な生活のために… 生活衛生関係施設の許認可及び監視指導

1 生活衛生

生活衛生関係営業六法（理容・美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場）、化製場法、墓地埋葬法、建築物衛生法等に基づく各施設の許認可及び監視指導を行っています。

生活衛生関係施設は、県民の日常生活に密接に関係するため、計画的に立入調査を実施しており、特に公衆浴場や旅館業におけるレジオネラ症の発生防止対策については、重点的に指導助言を行っています。

2 水道

水道法に基づき、専用水道の確認、簡易専用水道の届出の受理及び監視指導を行っています。

また、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、小規模貯水槽水道や飲用井戸等の相談について、指導助言を行っています。（平成25年4月1日から田川市を除く）

なお、厚生労働省が定める飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲用井戸の水質検査は、設置者が自ら実施する必要がありますので、一般検査機関において水質検査を受けられることをお勧めします。

○ 動物愛護管理

1 狂犬病予防

犬の飼い主は狂犬病の発生やまん延を防止するため、飼っている市町村において犬の登録を受け、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせる必要があります。保健福祉事務所では、管内市町村及び福岡県獣医師会と連携し、狂犬病予防集合注射の実施を支援しています。

また、登録や注射を受けていないと判断される犬について捕獲を行い、狂犬病の予防並びに咬傷事故の発生防止に努めています。

2 動物愛護管理

人と動物が共生できる地域づくりのため、地域イベントでのチラシ配布や「動物愛護教室」の開催等、動物の愛護と適正飼養等の啓発活動を、市町村及び動物愛護推進員と協働して行っています。

また、飼えなくなった犬や猫の引き取りを求められた際には、所有者に対する終生飼養及び繁殖制限措置に関する指導助言を行い、引取数の削減に努めています。

さらに、動物取扱業者及び特定動物の飼養施設に対する立入調査を実施し、動物の適正な飼養管理について指導助言を行っています。

○保健衛生課 業務一覧

◇食品衛生係

食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の営業許可及び監視指導 ・製菓衛生師及びふぐ処理師の免許申請受付 ・食品の収去検査 ・食中毒等の発生時の調査 ・違反食品の調査 ・集団給食施設等の監視指導 ・流通ふぐの監視指導 ・食中毒予防講習会の開催
------	---

◇感染症係

結核・感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生に伴う積極的疫学調査や健康診断等の実施 ・高齢者施設等を対象とした感染症予防対策研修会 ・新型インフルエンザ等対策(地域対策連絡会議や実地訓練等の実施) ・感染症発生動向調査(システム入力、病原体定点からの検体搬送) ・特定感染症(HIV、梅毒、性器クラミジア、淋菌)の相談・検査 ・結核治療者に対する服薬支援(DOTS 対策) ・結核医療費公費負担助成制度 ・市町村が実施する予防接種に関するとりまとめ ・感染症予防に関する普及啓発
----------	---

◇生活衛生係

生活衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場の営業許可届出及び監視指導 ・特定建築物の届出及び監視指導 ・建築物清掃業等の登録申請受付 ・遊泳用プールの監視指導 ・公的な墓地、納骨堂、火葬場の許可及び相談指導(田川市を除く) ・専用水道の確認、簡易専用水道の届出及び監視指導(田川市を除く)
動物愛護管理及び狂犬病予防	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫等の適正な飼養等に関する指導助言及び普及啓発 ・負傷した犬猫の収容 ・やむを得ず飼えなくなった犬猫の引き取り ・動物取扱業の登録届出及び監視指導 ・特定動物の飼養許可及び監視指導 ・野犬の捕獲

○ 高齢者福祉・介護保険

高齢者人口の増加や核家族化の進行に伴い、高齢者の介護を社会全体で支えるため、平成12年に介護保険法が施行されました。当所では、介護保険法上の居宅（介護予防）サービス事業者の指定、変更、更新に係る事務や施設サービス事業者の変更、更新に係る事務を行っています。

また、9月の老人の日、老人週間に管内市町村の新100歳の方に対し、国や県からの祝状を贈呈したり、ねんりんスポーツ・文化祭等のスポーツ、文化活動などを通じた高齢者の生きがいをづくり、仲間づくり、健康づくりの支援を行っています。

○ 障がい福祉

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業者の指定、変更、更新に係る事務を行っています。

また、管内町村の在宅の重度障がい者（児）に対しての特別障害者手当等、就労のため夜間に人工透析を月5回以上受けている腎臓疾患患者に対しての腎臓疾患患者福祉給付金等、手当や給付金の審査及び支給事務を行っています。

平成24年から障がいのある方や高齢者、妊産婦を対象にした「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を交付し、安全かつ安心して施設を利用できるよう支援しています。

○ 女性相談支援・ひとり親家庭への支援

家庭や夫婦間の諸問題、離婚、借金、住宅問題、売春強要など、いろいろな悩みを抱えている女性の相談に対応するため、関係機関との連携を図りながら、自立に向けた支援に努めています。

ひとり親家庭の経済的自立とその子どもの健全育成を図るため、生活相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等に応じ、必要な支援を行っています。また、ひとり親家庭の母又は父の就職に有利な資格取得を支援する給付金（自立支援教育訓練給付金）の給付を行っています。

○ 児童福祉

児童の健全な育成を図るため、児童の福祉の普及啓発に努め、管内の認可保育所や届出保育施設（認可外保育施設）において、適切な運営、施設の充実、保育内容の向上が行われるよう支援しています。また、生活上の問題があり子どもの養育が十分にできない母子について、母子生活支援施設への入所措置を行い自立を支援するほか、保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所措置しています。

○ 社会福祉課 業務一覧

<p>高齢者福祉・介護保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく居宅（介護予防）サービス事業所の指定、変更、更新等の審査事務 ・介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設）の指定変更申請・届出・更新申請の受付 ・老人福祉法に基づく申請及び届出の受付 ・老人の日関連業務 ・軽費老人ホーム事業費補助金交付申請等の受付審査 ・高齢者福祉施設の整備事務に係る受付 ・県ねりんスポーツ・文化祭に関する業務
<p>児童福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所設置認可、児童福祉施設変更届出に関する審査等業務 ・届出保育施設の届出の受付 ・保育所等に対する相談支援 ・助産施設への入所決定 ・母子生活支援施設への入所決定 ・児童扶養手当法に基づく遺棄証明 ・児童福祉施設の整備事務に係る受付
<p>障がい福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所の指定、変更、更新等の審査事務 ・障害者総合支援法に基づく障がい者支援施設の変更、更新等の審査事務 ・特別障害者手当等の認定、支給事務 ・障がい者スポーツ事業の支援 ・腎臓疾患患者福祉給付金認定、支給事務 ・まごころ駐車場利用証の交付事務 ・まごころ製品の販売支援・啓発活動 ・自立支援給付支給事務等の市町村事務指導 ・厚生労働省福祉行政報告例・福祉統計等事務
<p>社会福祉法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人設立認可・定款変更・証明・社会福祉充実計画の審査・施設整備事務に係る受付、審査
<p>母子父子及び寡婦福祉、女性相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦の相談、調査、生活指導等の業務 ・母子父子寡婦福祉資金貸付、償還管理業務 ・自立支援教育訓練給付金の支給業務

○ 指導監査及び運営指導等の目的

指導監査及び運営指導等は、社会福祉法等の関係法令・通知に基づき、法人及び施設等の運営、事業経営及び利用者の処遇等の遵守すべき事項について確認を行うとともに、助言、指導を行うことによって、法人及び施設等の適正な運営と円滑な事業の実施が確保されることを目的としています。

○ 監査指導課の設置

平成18年度まで当所及び京築保健福祉環境事務所で実施してきた指導監査及び運営指導等の業務について、より円滑な実施や執行体制の強化を図るため、平成19年度から当所保健福祉課に監査指導係を設置し指導監査及び運営指導等を行ってきました。その後、組織再編に伴い、平成21年10月1日から監査指導課を設置し、業務を行っています。

○ 指導監査及び運営指導等の対象法人及び施設等

当所及び京築保健福祉環境事務所管内の以下の法人及び施設等に対して、指導監査及び運営指導等を行っています。

- 1 保育施設のみを経営する社会福祉法人（一つの市のみで活動する法人を除く。）
- 2 町村社会福祉協議会
- 3 保育所等（保育所型認定こども園を含む。）
- 4 届出保育施設等
- 5 幼保連携型認定こども園
- 6 介護老人保健施設
- 7 指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所

○ 検査課の役割

当課は、田川、嘉穂・鞍手、京築の計3保健福祉（環境）事務所管内の検査業務を実施しています。

感染症発生時には迅速に検査体制を確立し、的確な結果報告を行い、地域住民の健康危機管理に対応しています。また、食品の安全性確保の検査や水環境保全の検査を行い、健康被害防止にも対応しています。常に精度の高い検査を維持するため、各種精度管理を計画的に実施しています。

○ 検査課 業務一覧

業務名	内 容	検査項目
感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検査	腸管出血性大腸菌(O157 等) 赤痢菌 チフス菌 パラチフスA
特定感染症検査	性感染症に関する特定感染症予防指針等による検査	H I V検査、梅毒検査 性器クラミジア感染症検査 ^{注)} 淋菌感染症検査 ^{注)}
食品検査	食品衛生法及び食品表示法による検査	着色料、保存料、甘味料 一般細菌数、大腸菌群 腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌 黄色ブドウ球菌等
環境検査	水質汚濁防止法による検査 ・公共用水域調査時の河川水検査 ・事業場監視時の排水検査	水素イオン濃度、浮遊物質 生物化学的酸素消費量 化学的酸素消費量、全窒素 電気伝導率、全りん等

注)：性器クラミジア感染症検査及び淋菌感染症検査は、福岡県保健環境研究所で実施しています。

○ 生活保護制度とは

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、世帯の困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。

保護の決定に際しては、補足性の原理に基づき、世帯の困窮状況、能力・資産・他法の活用や扶養義務者の援助等について調査を行います。

なお、当課の管轄地域は、田川郡7町村となっています。

○ 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

1. 生活扶助
衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用。
2. 住宅扶助
家賃、地代及び住宅の補修などの費用。
3. 教育扶助
学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用。
4. 介護扶助
要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用。
5. 医療扶助
傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用。
6. 出産扶助
分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用。
7. 生業扶助
就労のために必要な費用、技能や技術を身につけるための費用及び高等学校等で就学するために必要な費用。
8. 葬祭扶助
検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用。

○ 保護課の業務

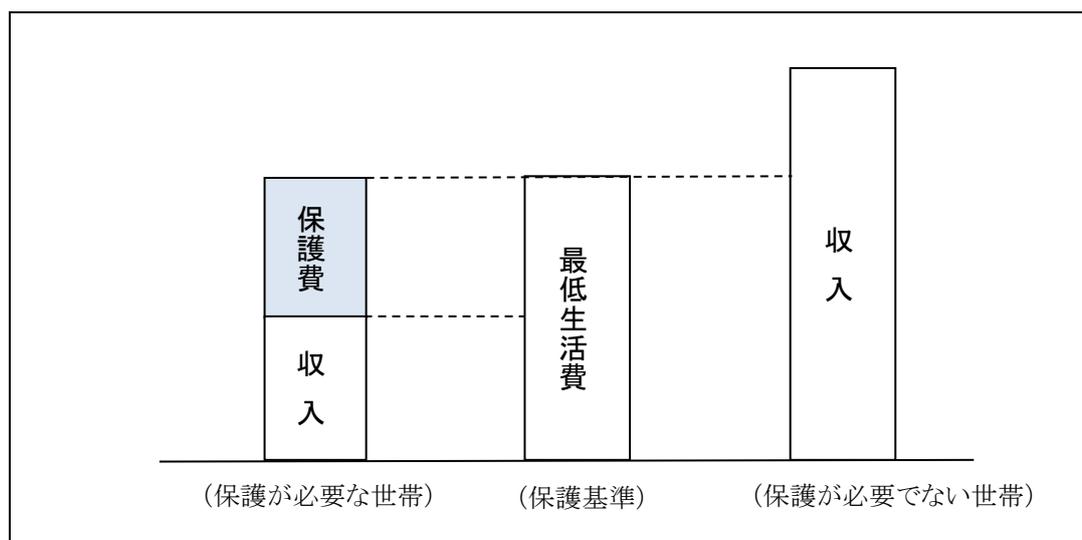
保護課では、生活保護法の規定に基づき、次のような業務を行っています。

- ① 生活保護の決定及び実施に関する業務
保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。
- ② 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務
定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。

○ 保護の決定



生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



- (1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。
- (2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。
 - ① 就労収入（給料、内職収入、農業収入など）
 - ② 年金、恩給、手当の収入
 - ③ 仕送りや資産の売買で得た収入
 このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。

資料編 目次

総務企画課	…	50
健康増進課	…	58
保健衛生課	…	59
社会福祉課	…	65
監査指導課	…	66
検査課	…	67
保護課	…	68

各課・系の資料

○ 総務企画課 =資料=

1 人口と世帯

	世帯数	人 口		
		総数	男	女
福岡県	2,420,936	5,097,710	2,415,625	2,682,085
管内計	50,373	110,411	50,810	59,601
田川市	20,672	44,261	20,171	24,090
香春町	4,224	9,440	4,406	5,034
添田町	3,471	7,754	3,641	4,113
糸田町	3,606	7,822	3,589	4,233
川崎町	6,628	13,822	6,307	7,515
大任町	2,089	4,807	2,165	2,642
赤 村	1,046	2,531	1,166	1,365
福智町	8,637	19,974	9,365	10,609

(令和6年福岡県の人口と世帯年報、令和6年10月1日現在)

	世帯数	一般世帯	うち 単身者世帯		うち 65歳以上の 高齢単身者世帯		うち 高齢夫婦世帯 (いずれかが65歳 以上の夫婦のみの 世帯)		施設等 の世帯
			世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	
			(A)	(B)	B/A	(C)	C/A	(D)	
福岡県	2,323,325	2,318,479	942,993	40.7	284,223	12.3	271,952	11.7	4,846
管内計	50,857	50,586	18,892	37.3	11,029	21.8	7,587	15.0	271
田川市	20,588	20,502	8,265	40.3	4,179	20.4	2,741	13.4	86
香春町	4,337	4,318	1,443	33.4	948	22.0	796	18.4	19
添田町	3,724	3,700	1,225	33.1	883	23.9	718	19.4	24
糸田町	3,656	3,640	1,392	38.2	865	23.8	535	14.7	16
川崎町	6,921	6,883	2,782	40.4	1,740	25.3	1,028	14.9	38
大任町	2,040	2,025	685	33.8	452	22.3	307	15.2	15
赤 村	1,072	1,065	288	27.0	199	18.7	205	19.2	7
福智町	8,519	8,453	2,812	33.3	1,763	20.9	1,257	14.9	66

(令和2年国勢調査 都道府県・市町村別主要統計表から抜粋加工)

2 人口動態

① 管内世帯数、人口

項目	管内計	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	
R4	世帯数	50,526	20,547	4,330	3,622	3,610	6,782	2,079	1,078	8,478
R4	人口	114,139	45,188	9,862	8,264	8,100	14,609	4,923	2,652	20,541
R5	世帯数	50,429	20,597	4,292	3,544	3,617	6,698	2,063	1,063	8,555
R5	人口	112,342	44,818	9,656	7,971	7,963	14,226	4,866	2,592	20,250
R6	世帯数	50,373	20,672	4,224	3,471	3,606	6,628	2,089	1,046	8,637
R6	人口	110,411	44,261	9,440	7,754	7,822	13,822	4,807	2,531	19,974

② 出生数、出生率(‰)

福岡県	管内計	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	
R4	37,170	693	291	54	29	54	91	45	11	118
R4	7.22	5.98	6.37	5.37	3.41	6.52	6.11	9.04	4.04	5.65
R5	35,062	678	317	49	25	56	57	44	15	115
R5	6.85	5.94	7.02	4.67	3.03	6.91	3.90	8.94	5.66	5.60
R6	33,203	561	264	34	25	39	71	31	14	83
R6	6.50	4.99	5.89	3.52	3.14	4.90	4.99	6.37	5.40	4.10

③ 死亡数、死亡率(‰)

福岡県	管内計	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	
R4	60,378	2,257	787	226	173	161	314	116	61	419
R4	11.78	19.46	17.24	22.49	20.34	19.45	21.09	23.29	22.43	20.04
R5	62,559	2,324	784	220	208	186	328	117	65	416
R5	12.22	20.36	17.35	22.31	25.17	22.96	22.45	23.77	24.51	20.25
R6	62,946	2,312	820	224	187	184	333	102	74	388
R6	12.33	20.58	18.30	23.20	23.46	23.11	23.41	20.96	28.55	19.16

④ 自然増加率、社会増加率(%)

		福岡県	管内計	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町
令和4年	自然増加率	-0.46	-1.35	-1.09	-1.71	-1.69	-1.29	-1.50	-1.43	-1.84	-1.44
	社会増加率	0.35	-0.24	0.06	-0.15	-1.13	-0.83	-0.40	0.28	-0.66	-0.29
令和5年	自然増加率	-0.54	-1.44	-1.03	-1.73	-2.21	-1.60	-1.86	-1.48	-1.89	1.47
	社会増加率	0.32	-0.13	0.21	-0.35	-1.33	-0.09	-0.77	0.33	-0.38	0.05
令和6年	自然増加率	-0.58	-1.56	-1.24	-1.97	-2.03	-1.82	-1.84	-1.46	-2.31	-1.51
	社会増加率	0.40	-0.16	-0.002	-0.27	-0.69	0.05	-1.00	0.25	-0.04	0.14

(①～④ 福岡県の人口と世帯年報、令和5年10月～令和6年9月)

※ 自然増加率、社会増加率

人口の自然増加率とは、地域内における出生数と死亡数の差増率をいい、社会増加率とは地域内における転入、転出による流出入超過率をいう。

⑤ 令和4年主要死因別死亡数

	福岡県	管内計	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町
悪性新生物	16,150	527	193	50	36	32	63	26	14	113
心疾患	7,270	266	82	25	34	19	38	15	10	43
糖尿病	700	28	7	1	3	2	6	1	1	7
脳血管疾患	3,748	121	50	8	8	4	19	4	4	24
肺炎	3,150	159	57	12	17	13	14	14	6	26
肝疾患	713	26	6	1	0	1	6	3	2	7
腎不全	1,233	62	21	7	4	6	5	3	1	15
老衰	5,086	149	56	11	8	17	22	8	4	23
不慮の事故	1,784	53	19	4	2	6	10	1	2	9
自殺	873	20	7	1	2	1	3	0	0	6
その他	20,595	879	304	100	65	65	128	47	25	145
合計	61,302	2,290	802	220	179	166	314	122	69	418

(令和4年保健統計年報から抜粋加工)

⑥ 標準化死亡比 性・都道府県・保健所・市区町村別(平成30年～令和4年)

(死亡総数)	男性	女性
全国	100.0	100.0
福岡県	101.3	98.0
筑紫保健所	90.9	92.3
粕屋保健所	99.0	96.9
糸島保健所	96.9	94.0
宗像・遠賀保健所	95.3	93.5
嘉穂・鞍手保健所	110.0	101.6
田川保健所	123.9	114.2
北筑後保健所	98.2	92.9
南筑後保健所	104.7	103.4
京築保健所	102.4	102.2
田川市	118.9	108.2
田川郡香春町	113.7	114.9
田川郡添田町	114.0	111.9
田川郡糸田町	121.6	106.9
田川郡川崎町	127.7	119.4
田川郡大任町	121.7	105.6
田川郡赤村	115.1	112.9
田川郡福智町	119.9	109.1

	管内		福岡県	
	男性	女性	男性	女性
悪性新生物	117.0	111.2	107.1	106.6
脳血管疾患	105.7	86.9	92.4	88.1
心疾患 (高血圧症を除く)	85.0	101.4	74.0	83.5
肺炎	163.3	176.3	106.8	110.1
不慮の事故	125.6	130.9	107.3	111.6
自殺	134.4	84.6	104.3	98.5
肝疾患	108.6	155.0	100.5	97.9
腎不全	133.5	155.0	99.2	103.6
老衰	56.1	57.1	63.3	69.4
死亡総数	118.9	108.2	101.3	98.0

※ 標準化死亡比

死亡率は、通常年齢によって大きな違いがあることから、年齢層の異なる地域の死亡率をそのまま比較することはできない。比較を可能とするために、標準的な年齢構成に合わせて地域別の年齢階層別の死亡数を算出して比較したもの。

全国の平均を100とし、標準化死亡比が100以上の場合は、全国平均より死亡率が高く、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。

厚生労働省人口動態特殊報告
平成30～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計から抜粋

3 薬務関係施設

①薬事・毒劇関係施設数

(令和7年4月1日現在)

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
薬局	43	4	3	4	8	3	1	6	72
薬局製剤製造(販売)業	3	0	1	1	0	0	0	0	5
店舗販売業	14	1	3	0	7	3	0	5	33
卸売販売業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
配置販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
特例販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高度管理医療機器等販売業貸与業	42	2	2	4	5	2	0	6	63
再生医療等製品販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物劇物販売業	8	3	4	2	2	0	0	2	21

②薬事・毒劇関係受付状況

(令和7年4月1日現在)

区分	令和5年度					令和6年度				
	新規	更新	廃止	変更	合計	新規	更新	廃止	変更	合計
薬局	3	13	3	131	150	2	18	4	171	195
薬局製剤製造(販売)業	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
店舗販売業	0	10	1	64	75	2	3	1	44	50
卸売販売業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
配置販売業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
特例販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高度管理医療機器等販売業貸与業	5	8	4	24	41	6	6	6	16	34
再生医療等製品販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	8	32	8	219	267	10	29	12	231	282
毒物劇物一般販売業	0	3	0	0	3	0	2	0	0	2
毒物劇物農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
毒物劇物特定品目販売業	0	0	1	0	1	0	2	0	1	3
小計	0	3	1	0	4	0	5	0	2	7
合計	8	35	9	219	271	10	34	12	233	289

③薬事・毒劇関係立入検査状況

	令和5年度		令和6年度	
	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数
薬局	72	14	72	27
薬局製剤製造（販売）業	5	1	5	1
店舗販売業	32	15	33	5
卸売販売業	4	0	3	0
配置販売業	1	0	1	1
特例販売業	0	0	0	0
高度管理医療機器 高等販売業貸与業	61	13	63	23
再生医療等製品販売業	0	0	0	0
毒物劇物販売業	22	4	21	4

④麻薬取扱者数・業務所数

(令和7年4月1日現在)

業種名		
麻薬取扱者	麻薬施用者	225
	麻薬管理者	27
	麻薬小売業者	56
	麻薬卸売業者	0
	麻薬研究者	0
麻薬診療施設	病院	14
	診療所	53
その他の施設	動物病院	5

⑤麻薬関係受付・進達状況

区分	令和6年度
麻薬免許新規申請	18
麻薬免許継続申請	31
麻薬免許記載事項変更届	34
麻薬免許業務廃止届	18
麻薬廃棄届	36
調剤済麻薬廃棄届	68
麻薬事故届	3
麻薬年間届	127
合計	335

⑥麻薬関係立入検査状況

		令和5年度		令和6年度	
		施設数	立入 検査数	施設数	立入 検査数
麻薬卸売業者		0	0	0	0
麻薬小売業者		50	10	56	20
麻薬研究者		0	0	0	0
麻薬診療施設	病院	14	4	14	17
	診療所	51	9	53	17
その他の施設	動物病院	5	0	5	0
合 計		120	23	128	54

4 施術所等

(令和7年4月1日現在)

	施術所 (あ、は、き)	施術所 (柔道整復)	歯科技工所	出張施術
田川市	20	20	10	/
香春町	9	8	2	
添田町	3	1	3	
糸田町	3	0	0	
川崎町	6	6	3	
大任町	1	1	1	
赤 村	1	0	1	
福智町	11	4	4	
計	54	40	24	

管内市町村の人口の推移(推計)

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
田川市	総数	46,203	44,186	42,135	40,119	38,130	36,185	34,421
	男	21,056	20,202	19,346	18,515	17,685	16,890	16,172
	女	25,147	23,984	22,789	21,604	20,445	19,295	18,249
	総人口指数	100.0	95.6	91.2	86.8	82.5	78.3	74.5
	0～14歳人口割合(%)	12.4	11.8	11.3	11.3	11.7	12.1	12.1
	15～64歳人口割合(%)	52.6	52.4	53.3	53.3	51.9	51.1	50.7
	65歳以上人口割合(%)	34.9	35.8	35.5	35.4	36.4	36.8	37.2
	75歳以上人口割合(%)	17.8	21.1	23.1	23.4	22.4	21.7	22.7
香春町	総数	10,191	9,436	8,680	7,914	7,169	6,463	5,798
	男	4,737	4,407	4,070	3,736	3,411	3,097	2,811
	女	5,454	5,029	4,610	4,178	3,758	3,366	2,987
	総人口指数	100.0	92.6	85.2	77.7	70.3	63.4	56.9
	0～14歳人口割合(%)	11.1	10.4	9.3	9.1	9.0	9.3	9.4
	15～64歳人口割合(%)	47.2	45.5	45.5	45.4	43.7	42.6	41.0
	65歳以上人口割合(%)	41.7	44.1	45.2	45.5	47.2	48.1	49.5
	75歳以上人口割合(%)	21.5	26.1	30.4	32.0	31.8	30.9	32.1
添田町	総数	8,801	7,940	7,102	6,301	5,550	4,839	4,205
	男	4,128	3,735	3,358	3,001	2,664	2,350	2,076
	女	4,673	4,205	3,744	3,300	2,886	2,489	2,129
	総人口指数	100.0	90.2	80.7	71.6	63.1	55.0	47.8
	0～14歳人口割合(%)	9.7	8.4	7.2	6.6	6.6	6.7	6.6
	15～64歳人口割合(%)	45.7	44.1	44.5	43.9	41.6	39.2	37.3
	65歳以上人口割合(%)	44.6	47.5	48.4	49.4	51.8	54.1	56.1
	75歳以上人口割合(%)	22.7	28.1	33.1	35.2	34.6	34.2	36.2
糸田町	総数	8,407	7,896	7,387	6,862	6,330	5,803	5,333
	男	3,843	3,619	3,391	3,153	2,910	2,677	2,481
	女	4,564	4,277	3,996	3,709	3,420	3,126	2,852
	総人口指数	100.0	93.9	87.9	81.6	75.3	69.0	63.4
	0～14歳人口割合(%)	13.5	12.9	11.7	11.6	11.6	12.2	12.5
	15～64歳人口割合(%)	48.2	47.4	48.7	48.0	46.4	44.9	43.8
	65歳以上人口割合(%)	38.3	39.7	39.6	40.4	42.0	43.0	43.7
	75歳以上人口割合(%)	19.8	23.9	27.7	28.8	27.3	26.6	27.9
川崎町	総数	15,176	13,762	12,414	11,099	9,795	8,578	7,469
	男	6,918	6,315	5,731	5,144	4,552	4,008	3,525
	女	8,258	7,447	6,683	5,955	5,243	4,570	3,944
	総人口指数	100.0	90.7	81.8	73.1	64.5	56.5	49.2
	0～14歳人口割合(%)	11.8	10.2	8.7	8.1	8.0	7.9	7.6
	15～64歳人口割合(%)	49.1	47.6	47.4	46.5	43.1	41.0	38.9
	65歳以上人口割合(%)	39.1	42.2	43.9	45.4	48.8	51.1	53.4
	75歳以上人口割合(%)	19.4	24.5	29.4	31.6	31.5	31.7	35.0

出典: 国立社会保障・人口問題研究所発表資料「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月推計)

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
大任町	総数	5,008	4,763	4,533	4,292	4,044	3,768	3,500
	男	2,262	2,160	2,062	1,950	1,832	1,711	1,601
	女	2,746	2,603	2,471	2,342	2,212	2,057	1,899
	総人口指数	100.0	95.1	90.5	85.7	80.8	75.2	69.9
	0～14歳人口割合(%)	14.6	14.5	13.8	13.5	13.9	14.5	14.9
	15～64歳人口割合(%)	46.5	45.6	45.3	46.0	45.6	45.2	44.7
	65歳以上人口割合(%)	38.9	39.9	40.9	40.5	40.5	40.3	40.4
	75歳以上人口割合(%)	20.4	24.4	28.9	29.8	29.5	27.5	26.4
赤村	総数	2,774	2,576	2,398	2,221	2,037	1,855	1,692
	男	1,295	1,210	1,127	1,043	961	878	811
	女	1,479	1,366	1,271	1,178	1,076	977	881
	総人口指数	100.0	92.9	86.4	80.1	73.4	66.9	61.0
	0～14歳人口割合(%)	12.7	11.3	10.2	9.9	10.2	10.7	11.2
	15～64歳人口割合(%)	46.9	44.8	45.2	45.4	43.6	41.5	40.8
	65歳以上人口割合(%)	40.4	43.9	44.5	44.8	46.1	47.8	48.0
	75歳以上人口割合(%)	19.1	24.1	30.2	33.4	32.1	30.8	31.4
福智町	総数	21,398	19,626	18,231	16,825	15,396	13,938	12,586
	男	9,984	9,162	8,496	7,820	7,130	6,464	5,883
	女	11,414	10,464	9,735	9,005	8,266	7,474	6,703
	総人口指数	100.0	91.7	85.2	78.6	72.0	65.1	58.8
	0～14歳人口割合(%)	12.6	11.3	9.7	8.9	8.9	9.2	9.4
	15～64歳人口割合(%)	49.7	48.3	48.3	47.7	45.4	43.5	41.3
	65歳以上人口割合(%)	37.7	40.5	42.0	43.4	45.7	47.3	49.3
	75歳以上人口割合(%)	19.0	23.8	28.5	30.5	30.6	30.4	32.0
管内計	総数	117,958	110,185	102,880	95,633	88,451	81,429	75,004
	男	54,223	50,810	47,581	44,362	41,145	38,075	35,360
	女	63,735	59,375	55,299	51,271	47,306	43,354	39,644
	総人口指数	100.0	93.4	87.2	81.1	75.0	69.0	63.6
	0～14歳人口割合(%)	12.2	11.3	10.3	10.1	10.3	10.7	10.8
	15～64歳人口割合(%)	50.0	49.0	49.6	49.4	47.6	46.4	45.5
	65歳以上人口割合(%)	37.8	39.6	40.1	40.5	42.1	42.9	43.7
	75歳以上人口割合(%)	19.2	23.3	26.9	28.0	27.3	26.6	27.7

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
福岡県	総数	5,135,214	5,072,512	4,989,131	4,885,596	4,762,029	4,622,818	4,479,021
	男	2,430,951	2,401,367	2,361,905	2,312,689	2,254,531	2,191,509	2,127,632
	女	2,704,263	2,671,145	2,627,226	2,572,907	2,507,498	2,431,309	2,351,389
	総人口指数	100.0	98.8	97.2	95.1	92.7	90.0	87.2
	0～14歳人口割合(%)	13.0	12.3	11.6	11.2	11.3	11.4	11.3
	15～64歳人口割合(%)	59.1	58.7	58.8	58.1	56.0	54.5	53.6
	65歳以上人口割合(%)	27.9	29.0	29.7	30.7	32.7	34.1	35.1
	75歳以上人口割合(%)	14.0	16.7	18.3	18.8	19.0	19.6	21.3

出典: 国立社会保障・人口問題研究所発表資料「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月推計)

○ 健康増進課 =資料=

特定医療費(指定難病)受給者証交付数(市町村別) (令和7年3月末現在(人))

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
交付数	441	103	88	82	145	45	30	193	1,127

小児慢性特定疾病受給者証交付数(市町村別) (令和7年3月末現在(人))

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
交付数	26	7	6	5	7	5	0	14	70

肝炎インターフェロン及びインターフェロンフリー治療受給者証交付数(市町村別) (令和7年3月末現在(人))

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
交付数	4	0	0	1	2	5	1	1	14

肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証交付数(市町村別) (令和7年3月末現在(人))

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
交付数	50	10	11	6	21	7	9	30	144

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付数(市町村別) (令和7年3月末現在(人))

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
交付数	4	0	0	0	0	0	0	0	4

精神障がい者の診察及び保護の申請・通報件数 (令和7年3月末現在(件))

22条	23条	24条	25条	26条	26条の2	合計	措置診察実施実人数 (うち措置入院者(緊急含む))
0	12	1	0	18	0	31	9(9)

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)に基づく通報等
 法第22条:一般人の申請、法第23条:警察官の通報、法第24条:検察官の通報、法第25条:保護観察所の長の通報、
 法第26条:矯正施設の長の通報、法第16条の2:精神病院の管理者の届出

○ 保健衛生課 =資料=

1 食品営業許可施設

(令和7年3月31日現在)

区分	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町
飲食店営業	632	88	88	40	141	38	20	136
菓子製造業	72	28	30	12	27	5	14	27
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	30	5	8	2	11	1	2	14
魚介類競り売営業	0	0	0	0	0	0	0	1
魚肉練り製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	4	1	1	0	1	0	0	3
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	3	0	0	0	0	0
喫茶店営業	7	0	0	0	1	0	0	2
あん類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	0	1	0	1	0	0	0	1
食肉処理業	6	1	1	0	1	1	0	0
食肉販売業	43	6	7	4	13	2	3	15
食肉製品製造業	2	1	0	0	2	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	0	0	0	1	0	1
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	0	2	2	0	1	0	2	2
しょうゆ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	0	0	0	0	1	0	0	0
豆腐製造業	6	0	2	0	0	1	1	0
納豆製造業	0	0	0	0	0	1	0	0
麺類製造業	3	1	0	0	1	0	1	1
そうざい製造業	45	19	20	10	14	7	15	14
添加物製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	1	0	0	2	0	1	1
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0
調理機能を有する自動販売機	2	0	0	1	0	0	0	0
水産製品製造業	4	0	0	1	3	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	6	5	2	1	2	1	2	3
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	4	1	0	0	6	0	0	4
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	14	16	14	2	5	2	18	12
密封包装食品製造業	3	3	0	1	2	0	1	1
食品の小分け業	2	1	2	0	0	0	0	1
計	886	181	180	75	234	60	80	239

施設総数1,935

2 食品衛生広域専門監視班対象施設数

(令和7年3月31日現在)

業 種		嘉徳・鞍手	田川	京築	合計
特定業種	乳処理業	1	0	0	1
	特別牛乳搾取処理業	1	0	0	1
	食品の放射線照射業	0	0	0	0
	菓子製造業	45	11	4	60
	アイスクリーム製造業	9	3	3	15
	乳製品製造業	4	0	0	4
	清涼飲料水製造業	21	6	4	31
	食肉製品製造業	6	5	2	13
	水産製品製造業	12	8	8	28
	食用油脂製造業	6	3	1	10
	そうざい製造業	20	8	3	31
	密封包装食品製造業	20	11	2	33
	添加物製造業	3	0	2	5
	複合型そうざい製造業	1	0	0	1
	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
	あん類製造業	1	0	0	1
	魚肉練り製品製造業	1	0	3	4
	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
	かん詰又はびん詰食品製造業	2	3	1	6
	ソース類製造業	1	0	0	1
上記以外の業種でコーデックスHACCPを導入する施設	25	17	9	51	
流通拠点	水産物市場(魚介類せり売り業)	0	1	1	2
	集積センター等	3	3	0	6
	青果市場	1	0	0	1
	大規模小売店舗	14	6	8	28
合 計		197	85	51	333

3 食品衛生関係新規・更新許可件数

(令和6年度)

区 分	新 規	更 新	臨 時	合 計
件 数	253	149	173	575

4 食品衛生関係講習会・衛生教育実施状況

(令和6年度)

区 分	食中毒予防講習会	衛生教育	合 計
実施回数	6	5	11
参加人員	359	44	403

5 食中毒発生状況

(令和6年度)

区分	発生件数	患者数
件数等	1	5

6 食品収去検査(検体数)

(令和6年度)

食品種類	田川	専門監視班	合計	不適数
そうざい	56	18	74	2
弁当類	7	6	13	1
魚介類及びその加工品	10	26	36	1
肉、卵類及びその加工品	21	16	37	0
乳及び乳製品等	0	6	6	0
乳類加工品	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓	0	30	30	0
めん類	5	7	12	0
野菜類及びその加工品	25	6	31	0
菓子類	15	24	39	1
清涼飲料水	0	29	29	0
氷雪	0	0	0	0
水	0	0	0	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	0	9	9	0
かん、びん詰め食品	0	0	0	0
冷凍食品	8	21	29	0
その他の食品	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	147	198	345	5

不適数:成分規格不適合及び福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合の合計

7 生活衛生関係

(令和7年3月31日現在)

区分	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	化製場
					洗濯	取次			
田川市	0	2	55	169	12	13	12	2	0
香春町	0	2	11	17	3	2	4	1	0
添田町	0	6	5	17	0	1	4	2	0
糸田町	0	1	10	13	1	1	0	2	0
川崎町	1	2	21	32	1	3	1	1	0
大任町	0	2	5	12	1	1	1	1	1
福智町	0	3	14	28	4	5	2	1	0
赤村	0	2	1	4	2	0	3	0	0
計	1	20	122	292	24	26	27	10	1

特定建築物施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他
田川市	0	2	3	3	4	0	1
香春町	0	0	0	1	1	0	0
添田町	0	0	0	1	0	0	2
糸田町	0	0	0	1	0	0	0
川崎町	0	0	2	1	0	0	0
大任町	0	0	1	1	0	0	0
福智町	0	0	1	2	1	0	0
赤村	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	7	10	6	0	3

建築物環境衛生に係る知事登録数

(令和7年3月31日現在)

建築物清掃業	5
建築物飲料水貯水槽清掃業	6
建築物ねずみ昆虫等防除業	1
建築物環境衛生総合管理業	1

専用水道・簡易専用水道の設置状況

(令和7年3月31日現在)

区分	専用水道	簡易専用水道
香春町	0	10
添田町	2	12
糸田町	1	3
川崎町	2	10
大任町	0	3
福智町	2	19
赤村	1	0
計	8	57

8 狂犬病予防及び動物愛護管理関係

(令和7年3月31日現在)

	田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	福智町	赤村
畜犬登録数	2597	679	514	539	823	304	1318	163
狂犬病予防注射頭数	1374	399	268	229	224	133	473	115

(令和7年3月31日現在)

	狂犬病予防法		所有者からの引取				所有者不明の引取			
	捕獲	返還	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫
令和4年度	28	16	3	0	2	13	16 (13)	8 (0)	1 (0)	41 (0)
令和5年度	22	18	19	0	13	20	22 (20)	2 (0)	8 (0)	48 (0)
令和6年度	22	16	2	0	0	0	29 (20)	9 (0)	1 (0)	31 (5)

※()は返還数

(令和7年3月31日現在)

区分	第一種動物取扱業						第二種動物取扱業				
	販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受飼養	譲渡	保管	貸出	訓練	展示
田川市	10	14	0	2	1	0	1	1	0	1	0
香春町	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添田町	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
糸田町	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	7	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大任町	4	4	0	2	1	1	0	0	0	0	0
福智町	17	11	0	1	0	0	1	0	0	0	0
赤村	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
計	52	40	1	5	3	1	3	2	0	1	0

動物愛護事業実施状況

(令和6年度)

	回数	参加者(人)
地域イベント等での啓発(マナーアップ)	1	177
出前講座(動物愛護教室)	3	94
講習会等	2	59

9 年次別結核登録者・罹患率の状況

区分	年	人口	新規登録者		結核登録者(各年末現在)	
		(各年10月1日現在)	登録者数	罹患率	登録者数	登録率
全国	R4	124,947,000	10,235	8.2	24,555	19.7
	R5	124,352,000	10,096	8.1	22,426	18.0
	R6	123,790,000				
福岡県	R4	5,116,046	437	8.5	1,096	21.4
	R5	5,102,730	429	8.4	1,022	20.0
	R6	5,097,710				
田川地区	R4	114,139	16	14.0	35	30.7
	R5	112,342	15	13.4	35	31.2
	R6	110,411	12	10.9	25	22.6
田川市	R4	45,188	3	6.6	12	26.6
	R5	44,818	4	8.9	10	22.3
	R6	44,261	4	9.0	5	11.3
香春町	R4	9,862	3	30.4	4	40.6
	R5	9,656	2	20.7	6	62.1
	R6	9,440	0	0.0	4	42.4
添田町	R4	8,264	1	12.1	4	48.4
	R5	7,971	2	25.1	3	37.6
	R6	7,754	1	12.9	3	38.7
糸田町	R4	8,100	0	0.0	2	24.7
	R5	7,963	0	0.0	2	25.1
	R6	7,822	0	0.0	0	0.0
川崎町	R4	14,609	6	41.1	6	41.1
	R5	14,226	1	7.0	6	42.2
	R6	13,822	3	21.7	5	36.2
大任町	R4	4,923	1	20.3	1	20.3
	R5	4,866	0	0.0	0	0.0
	R6	4,807	0	0.0	0	0.0
赤村	R4	1,652	0	0.0	0	0.0
	R5	2,592	0	0.0	0	0.0
	R6	2,531	0	0.0	0	0.0
福智町	R4	20,541	2	9.7	6	29.2
	R5	20,250	6	29.6	8	39.5
	R6	19,974	4	20.0	8	40.1

注) 罹患率＝新登録患者数／人口×10万人、登録率＝結核患者登録者数／人口×10万人

【令和6年度】

1 介護保険・高齢者福祉

①介護サービス事業所指定申請等事務件数

新規指定審査	変更届出審査	休止届出審査	廃止届出審査	指定更新審査
8	138	1	13	32

②介護保険施設サービス指定申請等進達事務件数

新規指定申請	変更届	指定更新申請
0	27	32

③老人の日関連業務(新100歳の方に内閣総理大臣や県知事の祝状・記念品の贈呈)

【新100歳の高齢者数(人)】 ※令和6年度中100歳到達者

田川市	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町
23	11	7	0	10	5	5	8

2 児童福祉

①認可保育所設置認可、児童福祉施設変更届出に関する審査等件数

	設置認可(届)	変更届	廃止届	休止届
認可保育所	0	7	0	0
届出保育施設	0	1	0	0

3 障がい福祉

①障がい福祉サービス事業所指定等事務件数

新規指定審査	変更届出審査	休止届出審査	廃止届出審査	指定更新審査
16	130	6	23	102

②特別障害者手当等の認定等件数

	新規認定	再認定	却下
特別障害者手当	15	0	4
障害児福祉手当	4	11	1

③まごころ駐車場利用証の交付事務件数

緑色	赤色	オレンジ色
413	4	75

・緑色…障がいのある方・高齢の方用 ・赤色…車いす利用の運転者用 ・オレンジ色…妊産婦等の方用

4 社会福祉法人設置認可、定款変更等に係る事務件数

設置認可	定款変更	財産処分認可	登録免許税 不動産使用証明	不動産取得税 不動産使用証明	理事の在任証明
0	15	1	5	9	1

5 母子父子及び寡婦福祉、女性相談支援

①母子父子及び寡婦相談件数

生活一般	児童	経済支援 生活援護	その他
246	0	714	10

②女性相談支援件数

実人数	相談延件数
12	118

○ 監査指導課 =資料=

指導監査及び運営指導等の対象法人及び施設等の状況(令和7年4月1日現在)

(箇所)

種別	地区		田川	京築	合計	実施の頻度 (原則)
社 法 会 福 祉 人	保育施設経営		21	15	36	3年に1回
	町村社会福祉協議会		7	5	12	
保 育 施 設	保育所等 (保育所型認定こども園 を含む。)	公立	10	7	17	毎年実施
		私立	50	40	90	
	届出保育施設等		4	12	16	
	幼保連携型認定こども園		0	5	5	
介 護 保 険	介護老人保健施設		9	12	21	3年に1回
	指定居宅(介護予防)サービス事業所		331	297	628	概ね6年に1回
合 計			432	393	825	

○ 検査課 =資料=

試験検査業務

- 1 感染症検査：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検査
- 2 特定感染症検査：性感染症に関する特定感染症予防指針等による検査
- 3 食品検査：食品衛生法及び食品表示法による検査
- 4 環境検査：水質汚濁防止法による検査

令和6年度 検査件数

事務所名	感染症検査		特定感染症検査	
	赤痢菌・チフス菌等	O157等	HIV	梅毒
田川	0	16	117	118
嘉穂・鞍手	0	159	132	129
京 築	0	5	67	69
合 計	0	180	316	316

事務所名	食品検査		環境検査	
	化学	細菌	公共用水域	事業場排水
田川	178	302		
嘉穂・鞍手	27	132	80	114
京 築	27	122	256	67
合 計	232	556	336	181

令和5年度 検査件数

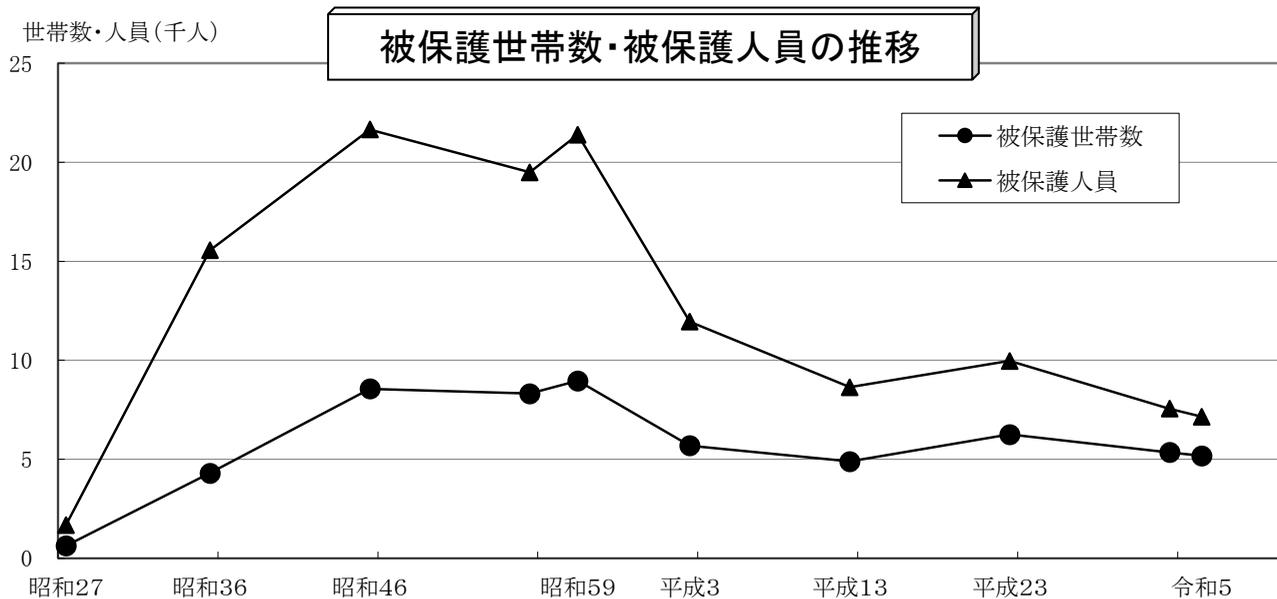
事務所名	感染症検査		特定感染症検査	
	赤痢菌・チフス菌等	O157等	HIV	梅毒
田川	0	41	149	147
嘉穂・鞍手	0	46	129	131
京 築	14	5	78	79
合 計	14	92	356	357

事務所名	食品検査		環境検査	
	化学	細菌	公共用水域	事業場排水
田川	179	315		
嘉穂・鞍手	33	137	80	113
京 築	30	110	235	62
合 計	242	562	315	175

○ 保護課 =資料=

1 管内保護世帯数・人員・保護率の推移(各年度平均)

	昭和27	昭和36	昭和46	昭和56	昭和59	平成3	平成13	平成23	令和3	令和5
被保護世帯数	630	4,298	8,557	8,315	8,962	5,690	4,885	6,254	5,347	5,171
被保護人員	1,663	15,557	21,654	19,491	21,394	11,947	8,636	9,963	7,552	7,153
管内保護率(%)	1.00	10.59	21.71	19.25	20.87	119.30	93.40	118.60	10.52	10.37
人口	154,079	147,908	99,763	101,266	102,526	100,108	92,472	83,976	71,755	68,951
県保護率(%)	1.14	3.70	5.44	4.28	4.42	23.50	18.00	25.20	2.35	2.32
全国保護率(%)	2.47	1.74	1.26	1.22	1.22	7.60	9.40	16.20	1.62	1.63



2 管内町村別の動向

	昭和59年度 (保護率%)			令和5年度 (保護率%)			対 R5年度/S59年度		
	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率
香春町	939	2,105	14.13	546	715	7.25	58.1%	34.0%	51.3%
添田町	1,013	2,425	15.26	432	591	7.15	42.6%	24.4%	46.9%
金田町	920	2,322	25.81	平成18年3月福智町に合併					
糸田町	1,058	2,479	21.83	652	889	10.98	61.6%	35.9%	50.3%
川崎町	2,781	6,637	28.84	1,635	2,340	16.02	58.8%	35.3%	55.5%
赤池町	652	1,591	16.77	平成18年3月福智町に合併					
方城町	616	1,454	18.09	平成18年3月福智町に合併					
大任町	762	1,782	25.82	359	495	10.06	47.1%	27.8%	39.0%
赤村	221	599	15.27	135	195	7.34	61.1%	32.6%	48.1%
福智町				1,413	1,928	9.38	64.6%	35.9%	50.1%
計	8,962	21,394	20.87	5,171	7,153	10.37	57.7%	33.4%	49.7%

3 生活保護の状況

福祉名・保健福祉 (環境)事務所名	被保護世帯数	被保護人員数	保護率
大牟田市	2,770	3,302	3.11%
直方市	1,175	1,508	2.73%
飯塚市	3,981	5,135	4.15%
田川市	1,964	2,433	5.43%
柳川市	617	794	1.28%
八女市	470	600	1.02%
筑後市	234	292	0.60%
大川市	270	336	1.08%
行橋市	1,121	1,344	1.89%
豊前市	186	241	1.03%
中間市	872	1,138	2.93%
小郡市	306	406	0.68%
筑紫野市	1,088	1,318	1.25%
春日市	944	1,202	1.09%
大野城市	924	1,155	1.12%
宗像市	746	956	0.98%
太宰府市	745	877	1.21%
古賀市	498	679	1.16%
福津市	430	537	0.78%
うきは市	317	409	1.52%
宮若市	647	806	3.18%
朝倉市	389	503	1.04%
嘉麻市	1,463	2,011	6.01%
みやま市	265	336	0.98%
糸島市	581	749	0.75%
那珂川市	459	697	1.41%
粕屋	2,689	3,770	1.61%
宗像・遠賀	1,796	2,377	2.64%
嘉穂・鞍手	1,032	1,354	4.02%
田川	5,063	6,968	10.32%
北筑後	313	421	0.88%
南筑後	248	331	1.00%
京築	1,457	1,959	2.29%
北九州市	18,026	21,845	2.38%
福岡市	34,233	42,348	2.58%
久留米市	5,358	6,515	2.17%
福岡県	93,677	117,652	2.30%
全国(R06年10月)	1,652,414	2,009,447	1.62%

出典：令和6年10月
生活保護速報から抜粋

福岡県田川保健福祉事務所

〒825-8577 田川市伊田 3292-2

電話：0947-42-9313（総務企画課 企画指導係）

FAX：0947-44-6112

福岡県行政資料	
分類番号	所属コード
GA	4403176
登録年度	登録番号
07	0001